令和5年度幼稚園新規採用教員研修資料

# 研修指導員のための手引

鹿児島県教育委員会 鹿 児 島 県

## 目 次

Ι	幺	力稚園新規採用教員研修制度
	1	幼稚園新規採用教員研修の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2	鹿児島県幼稚園新規採用教員研修実施要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
п	<b>₽</b>	肝修の内容と方法
	1	園内研修の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2	年間研修計画及び年間指導計画の実際・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ш	B	園内研修と研修指導員
	1	研修指導員の職務・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
	2	研修指導員の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
	3	園内研修における指導上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・12
	4	充実した研修のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
IV	拊	<b>旨導に当たって(Q&amp;A)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>
v	拊	<b>旨導記録簿・研修日誌の様式</b>
	1	指導記録簿(研修指導員用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
	2	研修日誌(新任教員用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
	3	指導記録簿例(研修指導員用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
,	4	研修日誌例(新任教員用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
VI	盾	<b>軍児島県幼児教育振興指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>
VII	耋	。 参 <b>考資料</b>
	1	プラ具行 教育基本法 ····································
	2	学校教育法(抄)42
	3	新規採用教員研修に関する法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
,	4	認定こども園について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
VII	そ	たの他
(	Э	研修指導員振り返りチェックシート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(	$\overline{}$	研修の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## I 幼稚園新規採用教員研修制度

#### 1 幼稚園新規採用教員研修の意義

「教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」(平成4年3月21日政令第36号)により、国立及び公立の幼稚園の新規採用教員を対象に、幼稚園教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を平成4年度から実施することとされた。幼稚園新規採用教員研修は、新規採用教員に対して組織的で計画的な研修を実施することにより、教師としての実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させようとするものである。(現在は、指定都市を除く市町村の幼稚園教諭に対しては、都道府県教育委員会が、また指定都市を除く市町村の幼保連携型認定こども園の教諭に対しては、都道府県知事がそれぞれ実施する旨が教育公務員特例法第23条及び同法附則第5条に規定されている。〔令和4年5月18日法律第40号〕)

幼稚園教育において教師の果たす役割は極めて大きいものがある。幼稚園教育は環境を通して行うことを基本としており、教師は幼児の発達を促すためにふさわしい教育環境をつくり出し、幼児が周囲の環境との関わりを通して発達に必要な経験を得ることができるように適切に援助する存在となっている。さらに、幼児が自ら周囲の環境と関わり、自立に向かうことができるようになるためには、その基盤として教師との信頼関係が結ばれていることが重要である。このように、幼稚園教育において教師は、様々な環境の要素の中でも、最も重要な役割を果たすものといえる。したがって、幼稚園教育の質的な充実を図るためには、第一に教師の資質の向上を図ることが必要不可欠である。

教師にとってとりわけ新規採用の時期は、養成機関における教育と幼稚園現場の実践をつなぐ大切な期間であり、新規採用教員に対する研修は極めて重要である。そのため、幼稚園教員のための様々な研修の機会が設けられている。

本県の研修制度では、園内において11日間、園外において6日間の研修を実施することとしている。園内研修では、教育委員会から派遣された研修指導員が、新規採用教員に対して指導・助言を行う。園外研修では、総合教育センター等において講義・演習等を行うこととしている。

また、国立及び私立幼稚園の新規採用教員についても、園内研修は、それぞれの幼稚園で適切に 実施するとともに、園外研修は、県教育委員会及び県が実施する研修に希望により参加することと なっている。



#### 2 鹿児島県幼稚園新規採用教員研修実施要項

#### 1 目的

幼稚園新規採用教員研修は、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部(以下「幼稚園等」という。)の新規採用教員(以下「新任教員」という。)に対して、教育公務員特例法第23条及び同法附則第5条の規定に基づき、幼稚園等の教育水準の維持向上を図るため、現職研修の一環として、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。

#### 2 対象

- (1) 幼稚園新規採用教員研修の対象となる新任教員は、別表のとおりとする。
- (2) 県教育委員会又は市町村教育委員会は、その所管する幼稚園の新任教員について、年間研修計画及び年間指導計画に従い、幼稚園新規採用教員研修を受けさせるものとする。

#### 3 内容

幼稚園新規採用教員研修の内容は、次のとおりとする。

- (1) 新任教員は、原則として、学級を担当するものとする。
- (2) 新任教員は、園内において研修指導員を中心とする指導及び助言による研修(年間11日間)を受けるとともに、園外における研修(年間6日間)を受けるものとする。

#### 4 運営協議会

- (1) 県教育委員会は、次の事項について協議を行うため、運営協議会を設置する。
  - ア 実施要項
  - イ 年間研修計画
  - ウ その他実施上の諸問題
- (2) 運営協議会の会長は、県教育庁義務教育課長をもって充てる。

### 5 年間研修計画

- (1) 県教育委員会は、年間研修計画を作成する。
- (2) 年間研修計画においては、園内における研修指導員を中心とする指導及び助言による研修、園外における研修の項目及び時期その他必要な事項を定めるものとする。
- (3) 市町村教育委員会は、県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、地域の実情に配慮して、当該市町村における年間研修計画を作成するものとする。

#### 6 年間指導計画

- (1) 幼稚園等の長は、県教育委員会又は市町村教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、教職員組織や地域の状況など幼稚園等の実情に配慮し、当該幼稚園等における年間指導計画を作成するものとする。
- (2) 年間指導計画においては、園外における研修との関連に配慮して、園内における研修指導員を中心とする指導及び助言による研修の項目及び研修日、その他必要な事項を定めるものとする。なお、研修指導員を中心とする指導及び助言による研修が円滑に実施できるよう、研修日については、できる限り、あらかじめ設定しておくものとする。

#### 7 園内研修体制

- (1) 研修指導員は、幼稚園等の長及び副園長又は教頭(以下「園長等」という。)の指導の下に、年間指導計画に従い、新任教員に対して指導及び助言に当たるものとする。
- (2) 園長等は、年間指導計画に従い、研修項目に応じて、新任教員の指導及び助言に当たるものとする。
- (3) 研修指導員以外の教員は、園長等の指導の下に、年間指導計画に従い、研修指導員と連携しつつ、研修指導員の職務を補充して、新任教員の指導及び助言に当たるものとする。
- (4) 幼稚園等の長は、幼稚園新規採用教員研修に対する園全体としての協働的な体制を確立し、研修指導員を援助するものとする。
- (5) 幼稚園等の長は、新任教員が園外における研修を受ける間、その間の保育が適切に行われるように配慮するものとする。

#### 8 研修指導員

県教育委員会は、幼稚園新規採用教員研修の実施のため、非常勤の研修指導員を必要に応じて 県教育庁義務教育課及び教育事務所に置く。この場合、研修指導員は、幼稚園を所管する市町村 教育委員会の求めに応じて(特別支援学校の場合は、校長の求めに応じて)、当該幼稚園等にお いて新任教員に対して幼稚園教育に係る指導及び助言を行うものとする。

#### 9 年間指導計画書及び指導報告書等

- (1) 幼稚園等の長は、当該幼稚園等における年間指導計画書及び指導報告書を、当該幼稚園等を 所管する教育委員会に提出するものとする。
- (2) 市町村教育委員会は、当該市町村における年間研修計画書及び研修報告書を県教育委員会に提出するものとする。この場合、市町村教育委員会は、前号の年間指導計画書及び指導報告書を添付するものとする。

#### 附則

- この要項は、平成4年4月1日から施行する。
- この要項は、平成18年4月1日から施行する。
- この要項は、平成19年4月1日から施行する。
- この要項は、平成20年4月1日から施行する。
- この要項は、平成22年4月1日から施行する。
- この要項は、平成23年4月1日から施行する。
- この要項は、平成24年4月1日から施行する。
- この要項は、令和2年4月1日から施行する。

#### 別 表 (第2項(1)の関係)

幼稚園新規採用教員研修の対象となる新任教員

幼稚園等の教諭,助教諭及び講師(常時勤務の者に限る。)とする。 ただし、次の者は除く。

- 1 臨時的に任用された者
- 2 教諭, 助教諭又は講師(常時勤務の者に限る。)として, 国立, 公立又は私立の学校(大学及び高等専門学校を除く。)において引き続き1年を超える期間を勤務したことがある者で, 本県教育委員会が教諭の職務の遂行に必要な事項について知識又は経験の程度を勘案し, 当該研修を実施する必要がないと認める者

## Ⅱ 研修の内容と方法

#### 1 園内研修の内容

#### (1) 研修指導員による園内研修

新任教員研修は、園内での研修指導員による11日間の研修と、園外での6日間の研修から成っている。これら以外にも、それぞれの幼稚園が新任教員に対して、独自に指導を行っている。

園内研修の計画を策定する際は、新任教員に対する様々な研修や学習の機会の全体を視野に入れて、どの時期にどのような内容を位置付けることがより効果的であるかを考えていかなければならない。そして、11日間の限られた研修期間を最も効率的に活用できるよう、内容を精選する必要がある。

新任教員に接していると、経験不足から発生する問題点が気になり、多くのことを一斉に教えたくなる。しかし、短い研修期間に何もかも詰め込んで、かえって新任教員がその内容を十分理解できなかったり、保育に対する意欲をそぐ結果となったりすれば逆効果である。

そこで、次のような視点をもって充実した研修を実施する。

- ア 園外研修で行われた内容をよく理解し、その上に立った実践的研修内容を工夫する。
- イ 一対一で行われる実習方式の園内研修の特長を生かし、講義や見学だけでは身に付けること が難しい実践的な内容を重視する。
- ウ 個に応じた指導ができる園内研修の特長を生かし、配置先の幼稚園の希望や研修対象者本人 の悩みなどを勘案して、それぞれの研修対象者に応じた研修内容を工夫する。
- エ その幼稚園特有の要素が多い内容(年間の行事,事故への対処方法,地域の特性など)については、配置先の幼稚園と相談してその方針に沿った形の指導を行う。
- オ 日常の指導の中で園長や先輩職員から直接指導しにくいことがあるようであれば、そのことを研修内容に取り上げ、一般論として指摘することによって日常の指導をしやすくする。
- カ 保育参観や小学校の授業参観をする際は、事前に視点を明確にして参観させるようにする。 例えば、保育参観であれば教師の幼児への関わり方、小学校の授業参観であれば1単位時間に おける教師の指導の工夫(発問、板書、学習形態等々)などが考えられる。

県教育委員会では、各市町村教育委員会で研修の計画を立てる際の参考として、園内における 年間研修計画案を例示している(次頁(2)参照)。各幼稚園においては、地域や幼稚園の実情に応 じて内容を工夫したり精選したりすることが肝要である。

研修の実施に当たっては、事前に研修の内容について新任教員の勤務先幼稚園長等との打合せをしたり、新任教員の現在の状況や心境について話を聞いたりしておくことも重要である。

なお、新任教員に、保育を進める上で分からない点や悩み等を十分に聞き、研修内容を検討し、研修計画に反映させることも大切である。新任教員の疑問や相談に直接答えることができることは、一対一で行われる園内研修の大きな特長である。

## (2) 園内研修年間計画案(参考)

研修日数	午前における研修	領域	午後における研修	領域
	・ 指導の実際 (実習)		・ 幼稚園の組織と運営(教育目標と園務分掌)	A
1 目	~1日の保育の流れ~	С	・ 学級経営の意義	В
			・ テーマ設定と研究の進め方	_
	・ 指導の実際 (観察)		・ 保育参観を通しての保育研究	С
1 日	~先輩の保育参観~	С	・ 週案, 日案の作成の方法	С
			・ 特別な支援を必要とする幼児の理解と対応	D
1 日	・ 指導の実際 (実習)	С	・ 環境の構成の考え方(園具, 遊具等の工夫含む。)	С
1 1	~環境の構成の在り方~		・ 遊びや生活の仕方の指導	D
2 日	・ 指導の実際 (研究保育)	С	・ 幼児の発達と援助	D
2 н	~幼児との関わり~		・ 保育実技研修(リズム遊び・指遊び等)	Α
	・ 指導の実際 (実習)		・ 健康管理と安全指導の進め方	Α
1 日	~教師の役割と援助~	С	・ 道徳性の芽生えを培う活動	D
			· 保育実技研修(製作等)	Α
1 日	・ 指導の実際(観察)	С	・ 保育参観を通しての保育研究	С
т н	~先輩の保育参観~		・ 幼児理解と指導の実際	D
	・ 指導の実際 (実習)		・家庭・地域との連携	В
1日	~家庭・地域との連携~	С	・ クラスだよりの作成方法	В
			・保護者会の進め方	В
1 目	・ 指導の実際 (実習)	С	  ・ カウンセリングマインドを生かした教育相談	В
1 1	~個に応じた保育~		- Myoreyop Caron E. E. M. Oreax Halling	Ъ
1日	・ 指導の実際 (観察)	С	・ 小学校・保育所等との連携	С
1 日	~小学校の授業参観~		・ 基本的生活習慣の形成の指導	D
1 日	・ 指導の実際 (実習)	С	・ 記録の活用と指導要録の記入	D
1 11	〜幼児理解と評価〜		・ 研究の反省、研究のまとめ	_

## (研修領域及び研修項目)

研修領域	基礎的素養(A)	学級経営 (B)	教育課程(指導計画)(C)	幼児理解・評価(D)
	○幼稚園教育の現状と課題	○学級経営の意義	○教育目標と教育課程	○幼児の発達の理解
	○幼稚園の組織と運営	○保護者の理解と家庭	○指導計画の作成	○幼児理解と評価
研	○幼稚園教員の服務と心構え	との連携の仕方	○保育参観と研究保育	○記録の取り方・指導要録
修	○幼稚園教育の基本	○保護者会の進め方	○園具・教具・教育機器等	の記入の実際
項	○幼稚園における人権教育	○クラスだよりの作成	の活用	○幼児理解と指導の実際
目	○健康・安全に関する指導	方法	○週案・日案の作成の方法	○特別な支援を要する幼児
	○幼稚園における食育	○子育ての支援 など	○保育の展開と反省・評価	の理解
	○体験的研修 など		○小学校との接続 など	○幼稚園教育における評価
				の考え方 など

#### 2 年間研修計画及び年間指導計画の実際

- (1) 年間研修計画及び年間指導計画作成の基本的な考え方
  - ア 市町村が作成する園内における年間研修計画

市町村教育委員会は、県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、地域の実情を考慮して当該市町村における年間研修計画を作成するものとする。

なお、県教育委員会が作成する園内における年間研修計画の基本的な考え方は次のとおりである。

- (ア) 年間研修計画は、研修指導員が新任教員に対して行う指導内容の基本的事項を示す。
- (4) 年間研修計画の編成に当たっては、幼稚園における年間の教育活動との関連を図る。
- (ウ) 研修指導員は、おおむね月1、2日程度、年間11日間を新任教員の指導に当たることになるので、「年間研修計画」では「指導の実際」、「小学校・保育所等との連携」、「幼稚園の組織と運営(教育目標と園務分掌)」、「記録の活用と指導要録の記入」を除き、1研修を1時間程度指導するものと想定して研修を編成する。
- (エ) 「年間研修計画」の中にある,「指導の実際(実習)」は,新任教員が実際に保育を行うことを通しての研修である。なお,その後,指導がなされる「保育案の検討」,「保育後の指導」等は,その日の午後の研修に含むものとする。
- (オ) 「指導の実際(観察)」は、研修指導員が新任教員に保育を参観させることを通しての研修である。
- (カ) 「指導の実際(研究保育)〜幼児との関わり〜」は、年間2日実施する。7月までに必ず 1回実施し、課題を明確にしておく。その後、研修で学んだことを踏まえ、9月以降に1回 実施することとする。

#### イ 当該幼稚園が作成する園内における年間指導計画

- (ア) 当該幼稚園長は、当該市町村教育委員会が作成した年間研修計画に基づき、幼稚園の年間 指導計画を作成する。
- (イ) 年間指導計画は、幼稚園や地域等の実態及び園外における研修との関連を考慮し、創意工 夫して作成する。
- (ウ) 新任教員の指導に当たっては、全体的な園内支援体制を整えるとともに、研修指導員を中心とする指導及び助言による研修が円滑に実施できるよう、研修項目はできる限り、あらかじめ設定しておくものとする。

また,新任教員の自主性や創意を高めることができるよう,研修項目を組み合わせるなど 工夫する。

(エ) 「指導の実際(実習)」を行う場合は、遊びを中心とした幼稚園生活の流れを通して、総合的な指導を行うことに十分配慮する。

なお,歌の指導,絵本の読み方,動物や植物の世話,食事や片付け等,実技を中心とした 観点にも配慮する。

- (オ) 「幼児理解と指導の実際」では、具体的な場面の中で一人一人の幼児に応じた指導を進める観点にも配慮する。
- (カ) 年間指導計画は、年間を見通した幼稚園の諸活動を勘案し、新任教員の負担にならないように配慮する。
- (キ) 全体的な園内支援体制の下に、研究保育は年2日以上実施できるようにする。

(2) 年間研修計画及び年間指導計画について

ア 年間研修計画の様式

1	<b>様式</b>	1				令和5年	三度	年間研修	計画					
_										(			) }	教育委員会
	回	月	日	曜	日	ね	らい			研	修項	目	(領域	₹)
	1													
	2													
L	~~~~	l	·····	٠٠٠٠٠	~~~~	h	~~~~		J	~~~	~~~~	~~~	~~~~	·····

イ 年間指導計画の様式

ŧ	<b></b>	2					令和	15年度	年	三間:	指導	計画		\ -	/ با		`	/1.14 E	
Г				Π									(	) -	<u>vz</u> (	Ī	)	幼稚園 	1
	口	月	日	曜	目	研修	項目	(領域)		具	体的	可研	修	内 容		研修形	式	研修時間	
	1																		
	2																		
١,	~~~	l	~~~~	l	~~~~	l	~~~~		J.,	~~~	~~~~	~~~	~~~	~~~~	~~~~	h	~~		I

- (注1)「研修形式」については、研修項目ごとに、講義、演習、実習等と研修の形式を記入すること。
- (注2)「研修時間」については、研修項目ごとに、分単位で時間を記入すること。

## 様式1

	ı	1		
口	月日	曜日	ねらい	研修項目(領域)
1	○月○日	○曜日	<ul><li>実習を通して、よりよい保育の在り方を体得させる。</li><li>幼稚園教育の大切さを認識させ、職務の実際を理解させる。</li></ul>	<ul><li>・ 指導の実際(C)</li><li>・ 実習後の反省と評価(C)</li><li>・ 幼稚園の組織と運営(A)</li><li>・ 学級経営の意義(B)</li></ul>
2	〇月〇日	○曜日	<ul><li>観察を通してよりよい保育の在り方を体得させる。</li><li>教育課程と指導計画について、長期の保育の見通しを理解させる。</li><li>週案・日案の必要性を理解させ、 作成方法を習得させる。</li></ul>	<ul> <li>保育参観(C)</li> <li>保育研究(C)</li> <li>週案・日案の作成の方法(C)</li> <li>特別な支援を必要とする幼児の理解と対応(D)</li> </ul>
3	○月○日	○曜日	<ul><li>・ 実習を通してよりよい保育の在り方を体得させる。</li><li>・ 適切な環境の構成の考え方と実際を習得させる。</li><li>・ 幼児の動線に配慮した環境の構成と環境の再構成について理解させる。</li></ul>	<ul> <li>指導の実際(C)</li> <li>実習後の反省と評価及び環境の構成の考え方の実際(C)</li> <li>遊びや生活の仕方の指導と実際(D)</li> <li>環境の構成の考え方(C)</li> </ul>
4	○月○日	○曜日	<ul><li>実習を通してよりよい保育の在り方を体得させる。</li><li>幼児の発達について保育や資料等を通して理解させる。</li><li>幼児の発達に応じたリズム遊びや指遊びを体得させる。</li></ul>	<ul> <li>・ 指導の実際(C)</li> <li>・ 実習後の反省と評価(C)</li> <li>・ 幼児の発達と援助(D)</li> <li>・ 保育実技研修(A)</li> <li>(リズム遊び,指遊び等)</li> </ul>
5	○月○日	○曜日	<ul><li>・ 実習を通してよりよい保育の在り 方を体得させる。</li><li>・ 健康・安全管理の重要性と適切な 指導について理解させる。</li><li>・ 幼児の道徳性の芽生えを培う教師 の援助について理解させる。</li></ul>	・ 健康管理と安全指導の進め方(A)
6	○月○日	○曜日	<ul><li>実習を通してよりよい保育の在り方を体得させる。</li><li>幼児の発達について保育や資料等を通して理解させる。</li><li>幼児の発達に応じたリズム遊びや指遊びを体得させる。</li></ul>	<ul> <li>・ 指導の実際(C)</li> <li>・ 実習後の反省と評価(C)</li> <li>・ 幼児の発達と援助(D)</li> <li>・ 保育実技研修(A)</li> <li>(リズム遊び、指遊び等)</li> </ul>

7	○月○日	○曜日	・ 観察を通してよりよい保育の在り 方を体得させる。 ・ 先輩の保育参観を通して、幼児理 解を深め、自分の保育に生かす視点 をもたせる。	<ul><li>・ 保育参観(C)</li><li>・ 保育研究(C)</li><li>・ 幼児理解と指導の実際(D)</li></ul>
8	○月○日	○曜日	<ul><li>実習を通してよりよい保育の在り 方を体得させる。</li><li>地域における幼稚園の役割と家庭 や地域社会との連携の重要性を理解 させる。</li></ul>	<ul><li>・ 指導の実際(C)</li><li>・ 家庭や地域との連携(B)</li><li>・ 保護者会の進め方(B)</li><li>・ 行事または保護者会の実際(B)</li></ul>
9	○月○日	○曜日	<ul><li>実習を通してよりよい保育の在り 方を体得させる。</li><li>カウンセリングの基本的な姿勢と 保護者の相談に応じる際の留意点を 習得させる。</li></ul>	<ul><li>指導の実際(C)</li><li>実習後の反省と評価(C)</li><li>カウンセリングマインドを生かした教育相談(B)</li></ul>
10	○月○日	○曜日	・ 観察を通してよりよい保育の在り 方を体得させる。 ・ 小学校の授業を参観し、幼稚園(保 育所)と小学校の教師等が互いの教 育の在り方について相互の理解を図 る。	<ul> <li>授業参観(C)</li> <li>授業研究(C)</li> <li>基本的生活習慣の形成と指導(D)</li> <li>小学校,保育所との連携(C)</li> </ul>
11	○月○日	○曜日	・ 実習を通してよりよい保育の在り 方を体得させる。 ・ 教育課程編成の手順や指導要録の 記入について理解させる。 ・ これまでの保育や研修を振り返ら せる。	<ul><li>・ 指導の実際(C)</li><li>・ 実習後の反省と評価(C)</li><li>・ 記録の活用と指導要録の記入(D)</li><li>・ 研修の反省・まとめ</li></ul>

**様式 2** ○○立○○幼稚園

口	月日	曜日	研修項目(領域)	具体的研修内容	研修形式	研修時間
1	○月○日	○曜日	<ul> <li>〈午前〉</li> <li>・指導の実際(C)</li> <li>〈午後〉</li> <li>・実習後の反省と評価(C)</li> <li>・幼稚園の組織と運営(A)</li> <li>・学級経営の意義(B)</li> </ul>	〈午前〉 <ul> <li>保育実習</li> <li>〈午後〉</li> <li>保育反省</li> <li>幼稚園教育における職務について</li> </ul>	実習協議講義	〇〇分 〇〇分 〇〇分
2	○月○日	○曜日	<ul><li>〈午前〉</li><li>・保育参観(C)</li><li>〈午後〉</li><li>・保育研究(C)</li><li>・週案・日案の作成の方法(C)</li><li>・幼児理解と指導の実際(D)</li></ul>	<ul><li>〈午前〉</li><li>・ 保育実習</li><li>〈午後〉</li><li>・ 保育の在り方</li><li>・ 教育課程と指導計画について</li><li>・ 週案や日案の書き方について</li></ul>	実習協議講義	○○分 ○○分 ○○分
3	○月○日	○曜日	<ul> <li>〈午前〉</li> <li>指導の実際(C)</li> <li>〈午後〉</li> <li>実習後の反省と評価及び環境の構成の考え方の実際(C)</li> <li>遊びや生活の仕方の指導と実際(D)</li> <li>環境の構成の考え方(C)</li> </ul>	<ul><li>〈午前〉</li><li>・ 保育実習</li><li>〈午後〉</li><li>・ 保育反省</li><li>・ 適切な環境の構成について</li></ul>	実習協議講義	〇〇分 〇〇分 〇〇分
4	○月○日	○曜日	<ul> <li>〈午前〉</li> <li>・ 保育参観(C)</li> <li>〈午後〉</li> <li>・ 実習後の反省と評価(C)</li> <li>・ 幼児の発達と援助(D)</li> <li>・ 保育実技研修(A)</li> <li>(リズム遊び,指遊び等)</li> </ul>	<ul><li>〈午前〉</li><li>・ 保育実習</li><li>〈午後〉</li><li>・ 保育反省</li><li>・ 幼児の発達と教師の関わりについて</li><li>・ 活動の展開について</li></ul>	実習協議講義実技	○○分 ○○分 ○○分



## Ⅲ 園内研修と研修指導員

#### 1 研修指導員の職務

研修指導員は、幼稚園等の長及び副園長の指導の下に、年間指導計画に従い、新任教員に対して 指導及び助言に当たるものとする。また、本県では、研修指導員に対して次のような要綱が定めら れている。

○ 幼稚園新規採用教員研修の研修指導員に係る要綱

幼稚園新規採用教員研修における研修指導員の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 教育公務員特例法第23条及び同法附則第5条の規定に基づき実施する幼稚園等の新規採用教員に対する研修(以下「幼稚園新規採用教員研修」という。)が円滑に実施できるよう、県教育委員会に幼稚園新規採用教員研修に従事する研修指導員(以下「研修指導員」という。)を設置するものとし、研修指導員の任用及び勤務条件等については、この要綱の定めるところによる。

(任用根拠)

第2条 研修指導員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1 項に規定する会計年度任用職員とする。

(業務内容)

第3条 研修指導員は、教育庁義務教育課又は教育事務所において、担当指導主 事の指示を受けるとともに、当該幼稚園等の長の指導の下に、園内研修の業務 に従事するものとする。

(採用)

- 第4条 研修指導員の採用に係る選考は、面接及び経歴評定によるものとする。
- 2 前項の面接は、教育事務所の課長以上の職にある者2名以上を含む常勤職員が行うものとする。
- 3 教育事務所長は、第1項に規定する選考により、研修指導員の職務に従事するために必要な能力を有すると認めた者の中から候補者を推薦する。
- 4 義務教育課長は第3項により推薦された候補者について、適当と認められた場合は、採用するものとする。

(勤務時間)

- 第5条 研修指導員の勤務日数は、原則として年間11日間とする。
- 2 研修指導員の勤務日及び勤務時間の割振りは、鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和2年鹿児島県教育委員会訓令第6号) 第3条に規定するところにより新規採用教員の勤務園の所属長が定める。
- 3 研修指導員には前2項に規定する勤務時間以外の時間において勤務することを命じないものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 研修指導員の採用に関し必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

#### 2 研修指導員の役割

新任教員は、多少の不安を抱えながらも幼稚園の教師としての夢と希望に胸を膨らませ、使命感に燃え、今まさに新しい第一歩を踏み出したところである。これから教師として歩んでいく道のりにおいて、この一年の研修の意義は深く、研修指導員との出会いは大きな影響を与える。また、当該幼稚園にとっては、研修指導員を迎えることによって様々なよい刺激を受けることにもなるため、研修指導員の果たす役割は重要である。

研修指導員に期待される役割の中で、特に大切と思われるものには、次のことが挙げられる。

(1) 幼稚園教員としての人間的な資質や専門的な実践力を養うように援助する。

幼児は、教師の人柄、勤務態度、しぐさからまでも影響を受け、そこから人との関わり方や生活態度など多くのことを学び取っていく。新任教員に、その責任を自覚させ、常に自らを高める努力が必要なことを指導していくことは、研修指導員の大きな役割である。

しかし、初めて担任として幼児の前に立った教師は、幼児との関わりなどにおいて戸惑いや焦りを覚えることも多いと思われる。研修指導員は、新任教員が幼児との生活を通して教師としての役割や喜びを知り、子供への愛、子供と共にいる楽しさ、子供から学ぶことの大切さなどを感じ、幼稚園の教師になってよかったと思えるように支え励ますことが求められる。

専門的な実践力は、日々の経験を地道に積み重ねることによって身に付いていくものである。 研修指導員との温かい人間関係を基盤にして、教師自身が実践を積みつつ問題意識をもち、常に 反省を生かし努力していく姿勢を育てていくことが大切である。

(2) 教師一人一人の持ち味が生かせるように援助する。

幼稚園教員においては、一人一人の教師がそれぞれにもっている豊かな感性や人間性、創意性などを十分に発揮して、幼児と共に充実した生活をつくり出すことが望まれる。

そのために、新任教員がもっているそれぞれのよさを認め伸ばし、一つの枠に合わせるのでは なく、その人らしさが保育に生かされ、意欲をもって保育に当たれるように援助していくことが 大切である。

(3) 幼稚園の円滑な運営に役立つように援助する。

新規採用教員研修は、幼稚園運営の一環として行われるものであり、日常の教育活動の中で無理なく行われることが望ましい。研修指導員は、園全体を視野に入れ、園の実態に合わせ、経営方針に沿って園の運営が円滑に行われ、園全体の向上につながるように援助することが望まれる。研修指導員は、教師としての姿勢や組織の一員としての自覚、勤務態度やモラル、生活上のマナーなど職務の基本についても、一人の先輩として指導することが大切である。

#### 3 園内研修における指導上の留意点

(1) 園内の状況を把握する。

新任教員への指導は、園長の指導の下、園の全教職員が協力して日常的に行われている。研修 指導員による園内研修を実施するに当たっては、そのような日常の指導と相まって、よりよい効 果を上げるように配慮する必要がある。そのため研修指導員は、何よりまず園内の状況を把握し、 園長や先輩の日常の指導が生かされるように研修を進めることが大切である。11日間の園内研修 においては、園の実情に合わせて研修内容を選定し、無理のない研修を行うようにすることが大切である。 (2) 新任教員の気持ちを理解して指導に当たる。

新任教員は、しっかりやろうと思えば思うほど緊張感や見通しのもてない不安、幼児の気持ちがつかめない焦りなどに悩むことが多い。研修指導員は、このような教師の気持ちを受け止め、できるだけ自然な姿で安心して保育に当たれるように配慮しなければならない。そして、教師が少しずつ自信をもち、自分なりに工夫しながら保育に取り組んでいけるようにすることが大切である。これは、謙虚な気持ちで常に自己を向上させる姿勢をもつことにつながる。

教師一人一人のもっている悩みや課題はそれぞれ違っており、同じ指導をしても受け止め方も違う。新任教員の可能性を大切にして、一人一人のよさを認めて指導する必要がある。指導に当たっては、その教師が今抱えている問題を取り上げ、実際の場面を通して具体的な手立てを考え、明日の保育に生かせるようにしていくことが肝要である。

さらに、実際の保育の中では、研修指導員が幼児と共にいて指導に当たる機会などを通して、 自然な姿で援助の在り方や環境の生かし方などを知らせることも必要である。保育は幼児と教師 でつくり出していくもので、幼児の発想を受け止め、豊かで楽しい幼稚園生活が営まれるよう助 言することが大切である。そして、研修指導員自身も共に学ぶ姿勢で指導に当たることによって、 子供から学ぶ姿勢が必要であることに気付かせるようにしていくことが大切である。

(3) 信頼関係を築き、よりよい相談相手となる。

新任教員の悩みは、保育上の問題だけでなく、職場の人間関係や社会的には先輩である保護者との関係も多い。特に、少人数の職場での人間関係は、時には深刻な問題となる。研修指導員は、新任教員の気持ちをくみ取り、よき聞き手となって安心して何でも話せる信頼関係を築き、自ら困難を乗り越えていけるように配慮することが大切である。

#### 4 充実した研修のために

(1) 実践的指導力を身に付けさせるために

ア 実際に保育を行う。

(ア) 保育の展開

新任教員が保育を実際に行い、研修指導員も一緒に保育に参加しながら、次の点について 助言していくことが望まれる。

教師も一緒に遊びを楽しむ。

幼稚園の教育は環境を通して行うことを基本としているので、教師の存在がより一層重要である。そこで、研修指導員は、新任教員がまず幼児と一緒に遊び、遊びの楽しさを味わえるように助言していくことが大切である。一緒に遊ぶことで、幼児との共感が生まれてくる。この経験を十分に味わえるようにしていくことが幼児を理解し、興味や関心などに応じて保育を展開できるようになるために大切な基盤となるのである。

○ 幼児理解と援助に努める。

幼児と一緒に遊ぶことを通して、新任教員は次第に幼児の気持ちが分かるようになり、ゆとりをもって個々の幼児と関わることができるようになってくる。新任教員は、幼児との生活の中で幼児の姿を見て驚きを感じ、感動したり、戸惑ったりする。この新鮮な感じ方を大切にしながら、一人一人の幼児の気持ちや興味・関心、発達の実情をどのように理解していけばよいかを具体的な幼児の姿を通して話し合うようにする。

また、新任教員が気付いていない幼児の様子なども捉えておき、保育が終わった後、その幼児について話し合うなどして、徐々に全体を視野に入れた援助が行えるようにしていく。その際、研修指導員は、初めから完成された姿を求めるのではなく、新任教員の姿を受容し、更に必要な援助をさりげなく行い、よりよい援助の仕方を考えながら一歩ずつ高めていくようにすることが大切である。

#### ○ 健康・安全の指導を行う。

幼児の健康や安全に関する指導は、幼児の生命に関わるものであり、新任教員はこれらのことについて、必ず体得する必要がある。園内の施設、遊具の安全な使い方については、教師自身が一つ一つ確かめ、安全な幼児の生活が展開されるための配慮について捉えていけるようにする。また、幼児が、健康で安全な生活を営むために基本的な生活習慣を身に付けるようにしていくこと、その際、幼児自身が必要感をもって行えるようにしていくことなど、指導の基本となる考えが理解できるようにしていく。そして、幼児の発達の実情に応じて、一人一人に丁寧に接しながら、繰り返し適切な指導ができるようにすることが大切である。

○ 幼児のよさや可能性を生かす指導を行う。

幼児一人一人はかけがえのない存在であり、その子らしいよさをもっている。幼児は、教師が自分を肯定的に受け止めていると感じると、自分らしさを発揮することができるため、教師は、保育を通してその子のよさを捉えて生かしていくことを学んでいく必要がある。また、教師が全ての幼児に公平な態度で接していくことによって、人間を信頼し、尊重する心情が育つものであることを理解できるようにする。そして、幼児の言動に友達を傷つけるなどの偏見や差別につながるものはないか、そのような場面ではどのように指導したらよいかについて学ばせていくことが大切である。

#### (イ) 保育の反省と翌日の保育の準備

保育終了後は、翌日の保育を楽しみにしながら、次のことを学べるように指導・支援する。

○ 幼児一人一人の理解と指導の反省をする。

新任教員は、ややもすると幼児理解が一面的になりやすい。そこで、教師が多くの経験を積むことによって、次第に幼児の一つの姿からも様々なことが読み取れるということに気付かせていく必要がある。園内研修の機会に、ある幼児の一日の姿を取り上げて新任教員と研修指導員とが話し合い、幼児を多面的に理解することの大切さに気付くように指導することも考えられる。時には、幼児の姿の記録をとることなども役立つと思われる。また、幼児の姿は教師の指導の結果でもあることに気付かせ、指導の反省をさせることも大切である。

○ 様々な遊びや遊具, 用具, 素材などについて考える。

今日の幼児の遊びから、明日の生活を予測し、幼児に体験させたいことを捉え、そのような生活ができるように具体的な環境を考えさせる。その際、教師自身が幼児の様々な遊びや遊具、用具、素材、絵本、お話等について広く知っていることが大切であることに気付かせるようにする。そして、幼児の求めや必要に応じて、教師がアイディアを出していけるよう指導する。

○ 室内の環境を整え、保育室を楽しい生活の場にする。

保育室は、教師と幼児との楽しい生活が展開される大切な場である。幼児の生活に必要な物の置き方を考えたり、自分たちの保育室を楽しい生活の拠点になるように工夫したりすることが大切である。幼児は、毎日の生活の中でそういう教師の気持ちを感じ取り、幼

児自身も自分の心のよりどころとして保育室を見るようになる。また、保育室は、幼児に様々な刺激を与える教育環境としての機能をもつ場である。そのため、幼児の興味や関心、 生活の流れに応じて変化させていけるよう工夫する必要がある。

#### ○ 動物や植物の世話の仕方を知る。

生き物を飼ったり植物を栽培したりした経験がほとんどないという新任教員もいる。しかし、幼児にとって幼稚園で身近な動植物に触れることは大きな意味をもつことから、飼育、栽培に関する基礎的な知識等の理解や具体的な世話の仕方、衛生管理などを学ばせていく必要がある。

#### イ 先輩の保育に学ぶ姿勢を育成する。

#### (ア) 園内の他の教師の保育を参観することを通して

新任教員は、日常の園生活で、他の教師の保育を参観することによって様々なことを学んでいる。園内での生活の仕方、保育の準備の仕方、幼児との関わり方、保育に対する考え方、保護者との関わり方などについて先輩の教師から伝えられ学ぶことが多い。

そこで、他の学級の保育を研修指導員とともに参観し、担任教師と幼児の行動について具体的な場面をもとに話し合うなどすることが効果的である。併せて、保育の終了後に担任教師から話を聞くことも実践的指導力を身に付けるために大切なことである。

#### <保育を参観する際の留意点>

#### ○ 保育の準備,環境づくり

保育の参観は、保育が始まる前の保育室の準備や環境づくりから行うようにする。できれば前の日から保育の準備を手伝い、担任の教師からなぜそのような環境を構成するのかなどを具体的に聞くようにすることが望ましい。また、保育を進める中で、教師が幼児の行動の展開に応じて環境をつくりかえていく様子に意識を向けさせることも必要である。

#### ○ 登園時の幼児の迎え方

登園してくる幼児を迎える際の教師の対応は、何気ないように見えるが重要である。保護者からの連絡事項の把握、幼児への声の掛け方、観察の様子、遊びに入っていく幼児への援助などを見せて、具体的に学ばせるようにすることが望ましい。

#### ○ 遊びを通しての援助の仕方

遊びの中での援助について理解するためには、一人一人の幼児の言葉や行動、表情などに着目して観察ができるようにし、教師の援助が幼児の興味・関心、発達の実情に即して行われることに気付いていけるようにすることが大切である。教師が目の前にいる幼児の行動ばかりではなく、離れた場所で遊んでいる幼児にも気を配り、必要に応じて援助していく様子を具体的に見たり、遊びに必要と思われるものを幼児と相談したりしながらタイミングよく準備していく。そして、様子や時間などを見ながら、自然に生活が展開していくようにする教師の援助について学ばせるようにすることが望ましい。さらに、突発的に起こるけんか等への対応や特に配慮が必要な場面での指導の在り方についても、機会を捉えて担任の指導に気付かせていくようにすることが大切である。

#### ○ 降園時の指導の在り方

降園時間を考えながら遊びの片付けなどを指導し、帰宅の準備ができるようにしていく 教師の行動に着目させ、一人一人の幼児への配慮などを学ばせることが望ましい。また、 降園時に絵本を読むこともあるが、その時は、幼児の集中のさせ方、絵本の読み方なども 参考にする。出迎えに来た保護者への挨拶、連絡の仕方などにも気付かせることが大切で ある。

#### (イ) 研修指導員の保育を参観することを通して

保育は本来、連続性を大切にして行うものであるので、外部から指導者が来てすぐに模範的な保育ができるというものではないが、研修指導員は、継続してその学級に入っているので部分的な指導を行うことも可能である。

そこで、例えば、研修指導員と新任教員が同じ場や遊びに関わって指導を行い、研修指導員が幼児と関わる姿から幼児への話し方、表情、環境の構成の仕方などを学ばせるようにすることもできる。そのような保育を行う場合には、事前に十分に打合せを行い、お互いの役割分担などを理解しておくことが大切である。

#### ウ 指導計画を作成させる。

#### (ア) 指導計画の作成

○ 週案,日案の作成により保育を理解する。

新任教員にとって、週案あるいは日案を作成して幼児の生活と教師の対応を想定することは、保育を理解するために大切なことである。しかし、特別詳細な週案や日案を書いて、それに膨大な時間がかかるようでは毎日継続していくことが負担になる。日案の形式等は幼稚園の園長等の指導の下に作成していくが、記載の内容はできるだけ簡略にし、保育のポイントがつかめるものになるように助言したい。そして、日案を作成しながら望ましい保育の在り方を少しずつ理解できるようにしていくことが必要である。

○ 幼児の実態,遊びの中の幼児の興味・関心を捉える。

週案や日案を立てるためには、一人一人の幼児を観察し、幼児が何をしたいと思っているのかを捉えていくと同時に、ねらいが、総合的に達成されるようにする必要がある。幼稚園は、集団での生活を通して一人一人の発達を促す場であるので、計画を立てる際には常に集団と個との関係を考えていく必要がある。

新任教員が、幼児の生活する姿や興味・関心などを読み取り、適切な指導計画を作成することができるようになるためには、具体的な場面を捉えて、研修指導員が丁寧に、受け止め方や計画への見通しを指導する必要がある。特に、指導計画の中心となる環境の構成については、遊具、用具、様々な素材、園庭の使い方、自然環境等、具体的に伝えていくことが大切である。

#### (イ) 保育の記録

保育の記録をとることは、幼児の発達の実情を捉え、指導計画の作成に役立てていくために大切なことである。幼児のエピソード等の記録を見直し、一つの姿でも自分と研修指導員とでは解釈の仕方に違いがあることに気付いていけるようにしたい。そして、これらの記録を蓄積し、長い期間で見るとその幼児の成長が見えてくることにも気付かせるようにしていく。幼児の成長に気付くことは保育の喜びにつながる。

#### エビデオ教材を活用させる。

#### (ア) ビデオを視聴する。

新任教員にとって、先輩の教師の指導を見て学ぶことが重要である。しかし、自分も保育をしながら先輩の教師の指導をじっくり見て学ぶことは難しい。そこで、保育を収録したビデオ教材を研修指導員と一緒に見ながら、学ぶ機会をもつことが効果的である。ビデオ教材は何回も繰り返して見たり、ある部分だけを中心にして見たりすることが可能であり、幼児のよさや変容を感じ取ることができる。また、教師が幼児とどのように関わっているかを見て、自分の保育と重ね合わせて改善につなげることができるなどの点で、優れた教材である。

(イ) ビデオを視聴した後の話合いの視点を示す。

ビデオ教材は見ることによって学ぶものが大きいが、自分との差異が大きいと感じてしま うこともある。新任教員の悩みや感想に合わせて視点をもって話し合うようにする。

- ビデオの感想
- 疑問に思ったこと
- ・ 一人一人の幼児の興味・関心やよさ
- ・ 教師がとった行動
- ・ 遊具、素材、室内の環境のつくり方

#### オ 家庭と連携する。

新任教員の悩みの中で、家庭との連携の仕方が分からないというものが比較的多い。園内の日々の生活を通して、園長や先輩の教師が具体的に指導していくことと併せて、研修指導員からも家庭との連携の重要性や具体的な方法、配慮すべき内容など基本的な事柄について知らせていくことが望ましい。

#### (ア) 保護者との関わりを通して

保護者にとって子供はかけがえのない大切な存在であることを理解できるようにし、そのことを踏まえて幼児と関わるようにさせる。また、保護者は、幼児が教師を信頼し慕っていることから、その教師に信頼感を感じるようになることを伝え、まず第一に幼児との信頼関係を築いていくことが大切であることを知らせる。

#### ○ 誠実な態度

保護者にとって教師は、大切な自分の子供を託す存在である。明るくさわやかで、誠実な教師であるとともに、社会人としての態度や言動が重要になってくる。公平で誠実な態度をもって保護者と接することが大切であることに気付かせていく。

○ 愛情に基づいた正確な情報の伝達

教師は、家庭に様々な内容の情報を伝えていくことになる。その情報を伝える意味を理解し、必要な情報を正確に、しかも愛情をもって伝えていくことが大切であることに気付かせていく。

○ 事故やけがの場合の対応

事故やけがなど緊急の場合は、保護者と早急に連絡が必要となる。このような場合に備え、緊急連絡先やかかりつけの病院など、年度当初に家庭調査票などで把握しておく必要がある。また、保護者を必要以上に動揺させることがないよう、落ち着いて正確な情報を伝えることが重要である。その後の保護者への対応は、園長や研修指導員の指示を受けて対応し、一人で対応することのないよう指導する。

#### (イ) 連絡文書による関わり

○ 適切な表現・正しい表記

保護者に出す学級通信など担任として作成する文書は、誰もが理解できる適切な表現と 正しい表記がなされていなければならない。文書によって保護者からの信頼を失うことの ないよう具体的に指導する。

○ 個人情報に関わる内容への注意

特に外部に出す書類については、幼児の人権を守り、個人情報の保護には留意するよう に指導する。

#### (ウ) 保護者会, 家庭訪問について

保護者会, 家庭訪問については, 意義, 目的, 配慮する点, 事後の記録やまとめについて, 必要に応じて具体的に指導する必要がある。

#### カ地域の理解に努めさせる。

幼児が住んでいる地域を捉え、幼児の世界を理解することが大切である。また、地域に開かれた幼稚園づくりを目指して、地域との連携を具体的に進めるために、次の内容を捉えていくように指導する。

- ・ 幼児が生活している場所の理解,登降園時に使用する主要道路の把握
- ・ 危険が予測される場所の把握
- ・ 楽しさが経験できる場所の把握
- ・ 地域にある施設の把握
- 地域に住む人々との関わりの理解
- ・ 地域の行事についての理解



#### (2) よき社会人として育つために

新任教員の存在によって,職員室の雰囲気が明るくなったという話はよくある。変化していく 社会の中では若い世代から学ぶことも多い。幼稚園運営の中に,若い教師の新鮮な息吹とエネル ギーが生かされるようにしたい。

新任教員は、希望に燃えて教師としてのスタートを切ったのであるが、同時に社会人としてのスタートを踏み出したことにもなる。その新任教員が、幼稚園の長年培ってきたよき伝統を生かしながら、常識のある社会人として、前向きに取り組めるようにしたい。

幼児は、教師をモデルとして育つ。新任教員であるこの時期に、教師としても、常識ある社会人としても、服装、マナー、気配りなど基本的なことを身に付けることは大切なことである。若い人のセンスを生かしながら、その場にふさわしい言葉遣い、服装、態度など指導していきたい。また、地域の人は、幼稚園に大きな関心と期待をもっている。幼稚園の職員として、その職務や言動に責任と誇りをもつことは、社会人の一員として大切であることも伝えたい。

幼稚園での担任としての仕事は、新任だからとか若いからといって軽減されることはない。教師としての責任を負うことは、経験者も新規採用者も同じである。保育中は、常に神経を張り巡らし、心を遣い、頭を使い、体を使わなければならない。また、保育後は環境整備、反省、明日への計画、分掌した園全体の仕事と、一日の内にしなければならないことは山積みである。それにも関わらず、生き生きと明るく取り組んでいけるのは、子供たちが心から慕ってくれるからである。あるいは、子供たちのみずみずしい感性を目の当たりにしたり、日々の成長を感じ取ったりすることができるからである。さらに、社会の一員として、社会に役立つ仕事をしているというやりがいや誇りが支えとなっている場合もある。

新規採用のこの時期には、教師として、また社会人として諸先輩方に謙虚に学び、失敗をおそれず精一杯チャレンジし、研鑽を積んでいくことの大切さを伝えたい。さらに、園内に留まらず広い視野で世の中を見て、時代に即応した豊かな感性をもってほしいものである。そして、何よりもまず、自分自身の健康管理に努め、いつもさわやかな気持ちで、子供たちの中にいられるように指導することが大切である。

#### (3) 資料の活用を通して

幼稚園は、幼児期にふさわしい教育を展開していくことが求められる。新任教員は、幼稚園教育の基本を理解するとともに、幼児の実態に即した教育を展開する実践的指導力を身に付けていくことが必要である。そこで、幼稚園教育の在り方について共通理解を図るために、指導資料等を活用することが望まれる。

#### ア 書籍等

○ 資料の紹介

	○ 資料の紹介	, .
		内容
1	「指導と評価に生かす記録」	教師の専門性を高めるための記録の在り方や、その記録を実際 <b>国:33 国</b>
	· 令和 3 年10月 文部科学省	の指導や評価にどのように生かしていくのかなどについて実践事
		例を取り上げて解説したものである。
2	「幼児の思いをつなぐ指導計画	幼椎園において実際に指導計画を作成する手掛かりとして、幼児の生活をす
	の作成と保育の展開」	る姿を基にして指導計画を作成していく手順や、実態に即した環境の構成の在
	· 令和 3 年 2 月 文部科学省	り方、活動の展開と教師の援助の在り方などについて、実践事例を中心に解説
		する資料である。本書は、平成3年9月に初版を刊行し、その後の教育の動向
		を踏まえ、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続や指導計画の評
		価・改善のポイントなどについて実践事例を取り上げて説明を加
		えている。
3	「幼児理解に基づいた評価」	幼稚園教育における幼児理解と評価の意味、幼児理解に必要な教師の姿勢と
	・平成31年3月 文部科学省	方法, 記録の方法, 指導要録の記入などについて述べているほか, 幼児理解と
		評価を進めていった実践事例を紹介している。幼稚園の教師が一
		人一人の幼児を理解し、適切な評価に基づいて保育を改善してい
		くための基本的な考え方や方法などについて解説したものである。 回路 は
4	「幼稚園教育要領解説」	幼稚園教育要領の改訂の基になる考え方や幼稚園教育の基本を
	・平成30年3月 文部科学省	示した新しい教育要領について解説するとともに、各幼稚園が適
		切な教育課程を編成、実施する上での参考資料として編集したも
		のである。
(5)	「幼稚園教育要領」	平成30年度から実施の幼稚園における教育課程を編成する際の
	・平成29年3月 文部科学省	基準として国が示したものである。
6	「幼児期運動指針ガイドブック	平成24年に策定された「幼児期運動指針」を受け、幼児期に必要な多様な動
	~毎日,楽しく体を動かすために~	きの獲得や体力・運動能力を培うとともに、様々な活動への意欲
	・平成24年3月 文部科学省	や社会性, 創造性などを育むことを目指し, 幼児期の運動の在り
		方を具体的に示したものである。
7	「保育所や幼稚園等と小学校に	幼児期の教育を担う施設と小学校が連携していくことの必要性
	おける連携事例集」	や,連携に当たっての留意事項を示すとともに,各地域において,
	・平成21年3月 文部科学省,	その地域の実情に応じた連携の工夫がなされている事例を示した
	厚生労働省	ものである。 <b>(型は 1/2 年2</b> ):
8	「幼稚園における子育て支援活	幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育の基本的な考え
	動及び預かり保育の事例集」	方や,実施に当たっての留意事項を示すとともに,各地域において, <b>ロール</b>
	・平成21年3月 文部科学省	その地域の実情に応じた子育て支援活動及び預かり保育の工夫がな
		されている事例を示したものである。

⑨ 幼稚園における道徳性の芽生え	幼稚園における道徳性の芽生えを培うため,道徳性の発達の基本的な考え方,
を培うための事例集」	指導をする際の配慮事項や指導計画の作成の手掛かりのほか、具体的な実践事
・平成13年3月 文部科学省	例を通して教師の役割について解説している。
(ひかりのくに)	
⑩ 幼児教育指導資料第4集	一人一人の幼児の発達の特性や行動の仕方、考え方などを理解して、発達の
「一人一人に応じる指導」	課題に即した指導を行っていくための解説書である。
・平成7年7月 文部省	
(フレーベル館)	
⑩ 幼稚園教育指導資料第2集	幼稚園と家庭とが連携して相互の教育機能を高め合いながら,幼児の発達を
「家庭との連携を図るために」	促していくための基本的な考え方や具体的な方法について、実践例を中心に説
・平成4年7月 文部省	明する資料である。
(世界文化社発行)	

#### イ 新規採用教員研修用ビデオ・DVD

新規採用教員研修用ビデオは、新しく教師になった方々が自分自身の幼児との関わりを振り返り、どうすればよいかを探るための手掛かりが得やすいように、文部科学省(文部省)が監修に当たり作成(岩波映画製作所・岩波映像株式会社)したものである。

○ 新規採用教員研修用ビデオ・DVDの紹介

\*印は総合教育センターにDVD有り。

	資料名(時間)	内 容
	「幼児との関わりを考える I 」 〜新しい先生とともに〜 (20分)	保育の中での教師の指導の実際について様々な観点から話合いをする ことができる資料。
	「幼児との関わりを考えるⅡ」 〜はじめての幼稚園〜 (21分)	入園当時の幼児が、園生活に戸惑う様々な場面を取り上げている。前 作と同様、様々な観点から話合いをすることができる資料。
ビ	「幼児との関わりを考えるⅢ」 〜こんなことがおこったら〜 (22分)	保育の中でよく起こる出来事を取り上げている。前作同様,様々な観点から話合いをすることができる資料。
	「幼児との関わりを考えるIV」 〜新しい生活がはじまって〜 (20分)	「こまったね」,「ちょっとまってね」,「どうしたの?」など保育の中で幼児との関わりにとまどう5場面で構成されている。幼児理解や援助の在り方を考えるための手掛かりを得られる資料。
デ	「幼児との関わりを考える⑧」 〜ふたりだったらチョー さみしそう〜 (24分)	幼児は主体的な活動や友達との関わりの中で、より豊かに育っていく。 幼児一人一人の心を受け止め、幼児同士の関わりを深めながら、一人一 人のよさを生かす指導の在り方を考える資料。
才	「幼児との関わりを考える⑨」 〜ここだからね,せんせい〜 (22分)	幼児の主体的な活動を促すためには、幼児一人一人の思いや願いを受け止め、それにそって、教師が様々な役割を果たすことが必要である。 幼児理解に基づく保育について考える資料。
	「幼児との関わりを考える⑩」* 〜アリちやんはアメリカへ いっちゃたの〜 (21分)	園生活に慣れ、安定した気持ちをもって生活するようになるためには、 幼児一人一人の心の動きにそった教師の関わりが大切である。入園当初 の3歳児の姿から、幼児理解に基づいて保育について考える資料。
	「幼児理解にはじまる保育①」 ~3歳児の世界~ (23分)	入園当初の3歳児の姿を通して、保育の中で起こる様々な状況に応じ て適切に対応できる実践的指導力を身に付けることを目的とした資料。
	「幼児理解にはじまる保育②」 〜せんせいだいすき〜 (20分)	保育の基本である幼児一人一人に応じる指導を行うためには、幼児の 心の揺れ動きを感じ取ることが大切である。入園当初の4歳児の姿を通 して、幼児の内面を理解する力を身に付けることを目的とした資料。
	「幼児理解にはじまる保育③」 〜ぎゅうにゅうできたよ〜 (22分)	入園当初の4歳児と新任の先生との生活とその保育記録を収録している。保育の中で起こる様々な状況に応じて適切に対応できる実践的指導力を身に付けることを目的とした資料。

ビデオ	「幼児理解にはじまる保育④」 〜友だちと出会う〜 (22分)	入園当初の4歳児と新任の先生との生活をありのままに収録している。幼児一人一人の表情や言葉,動きなどから幼児の気持ちに寄り添って,教師の関わりを考える資料。
J.	「幼児とのかかわりを考える⑤」 〜せんせい,見てて〜 (22分)	「何がやりたいの?」,「みんな聞いて」,「気づかなくてごめん」,「シュンちゃんもやる?」の4場面で構成されている。一人一人に応じた指導の在り方を考える上で参考となる資料。
D V D	「幼児とのかかわりを考える⑥」 〜だって, やりたいんだもん〜 (20分)	「先生に言って」,「泣いたら分からないよ」,「ケンタくん,どうぞ」,「シュンちゃん,乗る?」の4場面で構成されている。一人一人の思いを受け止めながら,保育を行うための手掛かりが得られる資料。
D	「幼児とのかかわりを考える⑦」 〜せんせいは、トオルくんと つきあってるんだよ〜 (22分)	幼児の話を最後まで聞き、行動を見守るという、教師としての関わりは、幼児との信頼関係を築き、充実した園生活をつくり出す。幼児の語りかける言葉から、その心の揺れ動きを受け止め、幼児との関わりを考える資料。

#### ウ 課題に応じた資料の選択 ※ ①~⑪の番号はpp. 19-20における資料の番号

○ 幼稚園教育の基本を理解するために

「幼椎園教育要領解説(④)」の序章第2節と第1章総説第1節に、幼稚園教育の基本が解説されている。

○ 幼児期の特性と幼稚園教育の役割を理解するために

「幼稚園教育要領解説(④)」の序章に、幼児期の特性、幼稚園での生活について述べられており、幼稚園の果たす役割などについて解説している。

○ 幼児理解と評価の在り方を理解するために

「幼稚園教育要領解説(④)」の第1章第4節「2 指導計画の作成上の基本的事項」,「4 幼児理解に基づいた評価の実施」において、幼稚園教育における幼児理解と評価の基本的な考え方について述べている。

「幼児理解に基づいた評価(③)」では、この基本的な考え方を更に詳しく解説するとともに、 教師の姿勢、記録や指導要録の記入など、具体的な方法についても述べている。

幼児理解を深めるためには、幼稚園教育指導資料第4集「一人一人に応じる指導(⑩)」を参考にしたり、実際の保育の場面(新任教員自身や自園の他の教員)をビデオ等で見たりして、それを基に話し合うことがとりわけ役立つ。前項に取り上げたビデオ・DVD資料も、幼児理解に関する研修に役立つものである。

○ 教育課程の編成について理解するために

「幼稚園教育要領(⑤)」が基準となる。「幼稚園教育要領解説(④)」では、第1章総説第3節「教育課程の役割と編成等」において、各々の幼稚園で教育課程を実際に編成していく際に押さえておくべき事柄として、教育課程の役割、ねらいと内容、教育の週数と時間などの捉え方について具体的に解説している。

○ 指導計画の作成を学ぶために

「幼稚園教育要領(⑤)」の第1章第4「指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価」は、必ず押さえておきたい。また、「幼稚園教育要領解説(④)」の第1章第4節「指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価」では、指導計画の考え方、幼稚園教育要領の趣旨に基づいた指導計画を作成する際の手順、その際に特に留意する事項などが解説されている。また、「幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開(②)」で詳しく具体的に解説している。

#### ○ 幼稚園における指導について考えるために

「幼稚園教育要領解説(④)」の第1章総説第1節には、幼稚園における計画的な環境の構成の必要性と教師の役割が述べられている。また、幼稚園教育指導資料第1集「指導計画の作成と保育の展開」の第1章「1. 幼稚園の役割」において、幼稚園教育の基本に基づいて行われる援助の全てが、幼稚園における指導であるということも含めて、幼稚園教育における指導と援助の関係について解説している。

#### ○ 保育における記録について考えるために

「幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開(②)」や「一人一人に応じる指導(⑩)」では、幼児の生活する姿をとらえるためには、日々の保育の記録で、自分を思い起こし、幼児の行動やその心の動きを探るとともに、教師自身の関わり方や感じ方を振り返ることが中心となること、また、そうした記録をとるときのポイントやそれを保育にどのように生かすかなどについて、幼児を理解するための記録の在り方について様々な事例を挙げながら解説している。

#### ○ 家庭や地域との連携について考えるために

「幼稚園教育要領解説(④)」は、第1章第6節「2 家庭や地域社会との連携」において、家庭及び地域と幼稚園での生活が連続性を保ちつつ展開されるよう留意することや、家庭との連携を十分に図ることにより幼児の発達を促していくことの大切さについて述べている。幼稚園教育指導資料第2集「家庭との連携を図るために」では、家庭との連携とは、幼児のよりよい発達のために幼稚園と家庭とが力を合わせることであり、そのためには幼稚園は家庭との心のつながりが必要であることを述べるとともに、そのための方法や留意点などについて解説している。

#### ○ 特別な配慮を必要とする幼児の保育を考えるために

「幼稚園教育要領解説(④)」の第1章第5節「特別な配慮を必要とする幼児への指導」において、障害のある幼児の指導に当たっては、家庭や専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すとともに、障害の種類や程度に応じて適切に配慮することや、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用により、一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的に行うことを述べている。

また、海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児に対する個々の 実態に応じた指導内容や指導方法の工夫について解説している。より具体的な配慮事項等については、文部科学省の指導資料「外国人幼児等の受入れにおける配慮について(令和2年3月)」 も参照するとよい。

https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/youchien/mext\_00505.html



## IV 指導に当たって(Q&A)

(文科省平成16年3月「新しい先生とともに」から抜粋)

Q 1

幼児との関わり方に戸惑う教員にどのような指導が役立つでしょうか。

新規採用教員にとって、「幼児との関わり方がよく分からない」、「うまく関わることができない」ということは、いわば当然のことです。最初から、ベテランの教員と同じ関わり方ができるはずがありません。指導員の役割は、新規採用教員が自分なりのやり方を徐々に発展させ、よりよい保育へと近づいていけるよう指導を行うことにあります。

......

同じ新規採用教員であっても、分からない点やうまくできない点はそれぞれ違います。「子供の気持ちが分からない」、「子供と一緒に遊べない」、「子供にどう話しかければよいか分からない」、「子供が自分の方を向いてくれない」など、それぞれの教師にとって戸惑うところは様々です。

しかし、その一つ一つについて、誰にでも通用するような援助の仕方はありません。同じ指導をしても、その人の個性によって受け止め方は違ってくるでしょう。また、それは、指導員とその教師との関係によっても大きく影響されるのです。

例えば、ある指導場面について「このような指導方法もあるのではないか」という助言をしても、 ある教師はその指導方法を採らなければいけないと思い、また、ある教師は自分の指導を否定された と受け止めるかもしれません。

言葉で言うよりも実際にやってみせる方が受け止めやすい教師もいるでしょう。また,自分でやってみないと納得できない教師もいるでしょう。同じことでも指導員との関係があまり深くない時期と,何でも相談できる関係になった時期とでは,受け止め方が当然違ってきます。

指導員には、教師の個性や周囲の状況によって、それぞれの教師が受け止めやすい指導の方法を的確に示すことが求められているのです。

#### - 〈事例 子供と遊ぶことを通して〉 —

S指導員は、新規採用のA教師の週案を見て、「真面目な人だ。」と感じたそうです。細かい字でびっしり書き込まれ、内容もしっかり押さえられています。計画性もあり、室内の整備への配慮も行き届いています。

しかし、いざ子供との生活が始まってみると計画どおりに進めようと必死になってしまい、子供の心の動き、子供の発見や意欲が汲み取れず、子供たちと気持ちがかみ合いません。言葉掛けも指示的、命令的になってしまいます。

S指導員は、A教師にとっては子供の気持ちを心で受け止められるようになることが第一歩だと思いました。そこで、子供たちが遊びのことでいさかいになった場面を取り上げて具体的に話し合ってみました。ところが、指導員が何を言っても、「そのことは分かっています。」と言うばかりです。真面目で自立心が強く、自分でも自分の保育に問題があることは認識していただけに、自分の非をつかれたと思って焦り、指導員の話を聞き入れる気持ちになれないのでしょう。理論的なことで話し合うことはあまり効果がないと考えました。

そこで、指導の方向を少し転換して、とにかく子供と共に遊ぶことを勧めました。そして、子供と一緒に遊んだ楽しさや面白さ、子供たちと共感できた喜びを話し合うようにしました。その中で少しずつ、心の触れ合いを作らなければ子供の心は読み取れないことを伝えていきました。A 教師の真面目で理論的なよさの上に、子供と共感することができるようになることを願っての指導でした。

何回かの指導の間に,「子供って面白いことをよく考えるんですね。」と子供の心を受け止めた言葉が聞かれるようになり,保育も次第に改善されていきました。

#### - 〈事例 子供の姿を鏡にして〉 <del>-</del>

新規採用のB教師は、自分なりに一生懸命に保育に取り組んでいるのですが、これまで子供と遊んだ経験が乏しいことから、自分から子供たちの中に飛び込んでいくことがうまくできませんでした。子供が自分の言うことを聞かないとどうしてよいのか分からなくなり、「子供が悪いから」と子供のせいにしてあきらめてしまう傾向があります。

2回目の園内研修のとき、M指導員は、降園時の集まりの様子から「どうして子供たちが話を聞こうとしないのか。」についてB教師と話し合いましたが、「子供たちが興味をもたないから」、「子供たちがやろうとしないから」と言うばかりで、話が進みませんでした。

そこで、M指導員は次の研修のとき、B教師と話し合って降園時の時間を使い、M指導員自ら学級の幼児に絵本を読み聞かせてみました。B教師は、幼児たちが集中して聞き入る姿を見て、何か感じるところがあったようでした。そこで、絵本の読み方という具体的なことから入り、子供たちの興味や関心の捉え方、日頃の教師との心のつながりなどを話し合いながら、子供の姿は教師の指導を映し出す鏡であることに気付かせるようにしました。

B教師は、さっそく翌日から実践してみたということでしたが、当然ながらすぐにはうまくいきませんでした。次の指導では、「他の先生ならうまくいくのに」、「私は教師に向いていないのかも」などと気弱な言葉も聞かれました。M指導員は子供はすぐ変わるのではなく一つ一つ積み重なって育っていくこと、子供の心を知るにはあきらめてしまうのではなく、教師の方から飛び込んでいかなければならないことを根気強く話しました。また、それとともに少しずつ変わってきた子供の姿を具体的に知らせ、それがB教師の指導の結果であることに気付かせていきました。

#### - 〈事例 先輩の実践に学ぶ〉 ——

新規採用のC教師は、おおらかで明るく優しい人柄で、子供たちも「先生、先生」と慕っています。C教師も一人一人丁寧に話を聞き、気持ちも汲んでやろうとしています。しかし、何でも受け入れようとすることが子供たちの言いなりになる結果となり、収拾がつかなくなってしまうことがありました。

そこで、N指導員は、指導のときに子供の気持ちを受け止めることは基本であるが、教師としての思いや考えもはっきり伝えることが大切なことを話しました。ところが、C教師は「そんなこと言うと嫌われてしまいます。子供たちにそっぽをむかれたらどうしよう。」と恐れます。

次の研修のとき、保育の中で突然けんかが起こりました。理由はそれぞれにあったのですが、 一人の子供が突然つばをはきかけました。そこにいた先輩教師が「人に向かってつばをはきかけ るのはいけません。」と一言はっきり言いました。教師の厳しい態度に一瞬身をこわばらせていた 子供も、しばらくするとけろっとして遊んでいました。

保育が終わった後、N指導員はそのときの教師と子供たちの様子をC教師と話し合いました。 子供の姿を具体的に見たことで、C教師にもはっきり注意することの大切さと、相手のことを真 剣に思っての叱責は通じること、そのことで子供は教師を嫌ったりしないことに気付いたようで した。

新規採用教員が、幼児の気持ちを理解して指導に当たれるようにするには、どのよう な指導が必要でしょうか。

幼児の気持ちを理解することは, 一朝一夕にできることではありません。保育の中で出会う様々な 出来事をその都度取り上げて, 幼児の気持ちについて話し合っていくことが効果的です。

#### - 〈事例 お手紙あげません〉 -

新規採用のD教師の担任する4歳児のクラス。入園して1か月半。園内研修2回目の訪問日。 幼児たちはやっと気の合う友達が見付かり、その友達と一斉に興味ある遊びを見付けて楽しむ姿 が見られるようになってきたころのことでした。D教師についていえば、前回に比べて、少し緊 張の様子が薄れてきているものの、一生懸命保育をしているのがひしひしと伝わってくるような 姿でした。

この日は、五月晴れの気持ちのよいお天気でした。お弁当の後、幼児が園庭で元気よく遊んだため、降園の時間が迫り準備を急がせる結果になりました。その上、幼児に持ち帰らせるものがありました。降園準備のできた幼児から座らせて、一人ずつ名前を呼んで家庭に持ち帰らせるプリントを配り始めました。他の幼児は静かに待っているのにT男とM男はおしゃべりに余念がない状態でした。D教師は焦りが出たのか、「名前を呼んでも取りに来ない人にはお手紙あげません。」と言いました。T男はD教師の声に気付いて、名前を呼ばれて取りに行きましたが、M男は再度呼ばれてもT男に話しかけていて、とうとうプリントを取りに行きませんでした。全員に配り終えたころになって、M男はやっと自分だけプリントがないことに気付き、泣き出しました。D教師がとりなしましたが、泣きやまず降園しました。

私(研修指導員)はこのとき、D教師の気持ちとM男の気持ちの両方に自分の気持ちを重ねて一部始終を見ていました。そして、かつて、自分もこのことと全く同じような苦い経験を何度かしたことを思い出していました。幼児が帰った後、D教師はひどく意気消沈していました。私は、自分の経験を重ねながらD教師を励ましていきたいと思うと同時に、D教師にとってまたとない学ぶ機会でもあると考えました。

#### そこで

- なぜ、T男とM男がおしゃべりに夢中になっていたのだろう。
- ・ M男が泣き出してしまった気持ちを、どう受け止めればよかったのだろう。
- D教師の指導は、M男の心に届いていただろうか。

などについて、D教師と話し合うことにしました。

そして、もちろん「静かに先生の話を聞く姿勢」は育てていかなければならないが、やっと心を通わせ始めたこの時期の幼児にとって、特に、T男とM男にとって、この降園前のひとときは、格別うれしいものだったに相違ないこと、そのために「おしゃべり」を制することばかりに目を向けず、この時期、先生と、そして友達と心を通い合わせ始めていることを大切に受け止めた上での応じ方が、より重視されるべきであったことなどを伝えていきました。

D教師は「この時期の」幼児の見方や理解の仕方を体験を通して学んでいったと思います。

新規採用教員に, 幼児のものの見方, 感じ方に気付かせるようにするには, どのような指導が必要でしょうか。

幼児のものの見方,感じ方には、幼児期特有のものがあることは、一般に知られているところです。 幼児らしい見方や考え方がどんな場面でどのような現れ方をするかに気付くことは、教師の適切な指 導を生み出すために大切です。

しかし、幼児の言動などからものの見方や感じ方を汲み取ることは容易なことではありません。そのため、指導員は自分自身も幼児と触れ合う機会をもちながら、その見方や感じ方を感じ取り、それを実感として新規採用教員に伝えられるようにする必要があるでしょう。具体的な一つ一つの場面を取り上げて一緒に話し合いながら、新規採用教員がその現れ方に気付いていけるようにすることが大切です。

#### - 〈事例 先生,これ温かいよ〉。

園内研修6回目なので、私(研修指導員)もE教師のクラスの幼児と親しくなってきたころのことです。暖かな小春日和の日で、うさぎたちも園庭に設けられた囲いの中でのどかに餌を食べていました。うさぎの様子を見たり一緒に遊んだりしていたS男たちは、しばらくして、保育室に戻り、「先生、絵をかくから紙ちょうだい!」と絵をかき始めました。E教師も紙を用意したり、机を出したりしました。

しばらくして、S男は薄茶色の紙にクレヨンで円を白くぬった絵をにこにこしながら私に見せに来ました。私もはじめは何か分からなかったのですが、親しみを込めたS男の笑顔に応えながら見ていました。すると、S男が、「先生さわってみて。温かいよ。」と私に言います。言われたとおり、私は白い絵をなでていましたが、ここで私はやっと気付きました。 思わずにっこりしてS男を見ると、「これ、ふわふわのうさぎなの。」と言います。優しくぬられている白い塊は、まさしくS男がだっこしていたふわふわのうさぎに違いなかったのです。

幼児たちが帰った後、私はS男のかいた絵を見せながら、そのときの体験をE教師に話しました。E教師は真剣なまなざしをS男の絵に注いでいました。そして、日頃S男のうさぎに対する親しみを込めた関わり方が思い起こされたと話してくれました。

本物らしく、大きくかく、きれいに色をぬるなど、幼児の絵を見る時のE教師の"ものさし" になっているものが崩れて、単に白いクレヨンの丸だった絵が、S男の心を通して生命を吹き込 まれて、ふわふわした毛のうさぎそのものに見えてきたと語ってくれました。

そして、幼児の絵を通しても、その気持ちに触れることができることや絵を見るときにも、幼児が「何を表そうとしたのかな。」という気持ちが大切であることに気付いたようでした。

新規採用教員に,集団を育てることと一人一人を育てることとの関係を理解させるには, どのような指導が役立つでしょうか。

新規採用教員にとって、集団を育てることと一人一人の幼児を育てることとの関係は、もっとも理解しにくいことの一つかもしれません。

先生が好き、友達が好き、楽しくてたまらないというような集団の中では、学級の幼児たちの誰もが、他者と心を通わせながら成長していくものです。集団を育てるということは、一人一人の幼児を大切にして、集団の中に位置付けていくことの積み重ねにほかならないのだと言えましょう。そのことが実感できたとき、新規採用教員はまた一つ成長するのではないでしょうか。

#### — 〈事例 できたできた〉 —

新規採用のF教師は、熱心に保育に取り組んでいますが、集団を指導することと一人一人の幼児に向き合って指導することの関係が捉えられず、その二つを別々のものと考える傾向がありました。 理屈では理解できても、どうしてよいか分からないというのが本音のようでした。このことはすぐに理解できることでないので、私(研修指導員)はできるだけ先輩の保育に触れることで学んでほしいと思い、折りにふれて保育を参観させてもらえるように先輩の教師に頼んでいました。

次の記録は、二学期半ばにF教師が先輩のK教師の保育を参観した際のものです。

#### — F教師の記録から <del>---</del>

今日、先輩のK先生の保育(5歳児)を見せてもらった。それぞれの遊びが一段落してから、全員保育室に入った。今日初めて、一堂に会する時間だという。K先生はM子を自分の傍らに立たせて、「今日は、とてもうれしいニュースをお知らせします。Mちゃんが、なわとびができるようになりました。みんなに見せてあげてね。」と優しい笑顔でおっしゃって、M子を促した。M子は、少し緊張してなわとびをクラスメートに披露した。そのときである。「うわあ、できた、できた。」という声とともに、期せずして拍手が起こった。私は、この光景を胸を高鳴らせながら見た。あとで、K先生に伺ったところによると、このクラスの幼児は、二学期から一人、また一人となわとびができる幼児が増えてきて、三学期になった今では、M子だけ残っていたという。この日、何か心が弾んでいる様子のM子を見て、K先生が誘って一緒になわとびをしたところ、初めてできたのだそうだ。そして、K先生は、「Mちゃんがなわとびができたことも、もちろんうれしいけれど、それより仲間たちのあの拍手が本当にうれしかった。」と、うれしそうな表情でおっしゃった。私は、この日のことは、ずっと忘れないと思う。

この記録をもとにして、私は訪問日にF教師と次のようなことを話し合いました。

一人で多くの幼児を受け持った場合,"遊べない子""乱暴する子""すぐ泣く子"など,気に掛かる子が何人もいて,つい「この子は困った子」などと外から見てしまいがちです。K教師は,M子のことを「一人だけできない子」という見方ではなく「今にできるようになるよ。」という温かな見方で支えてきていました。そのことが,M子ができたことを一緒に喜ぶ温かい集団を生み出したのです。F教師は、学級が、どの子にとっても楽しい生活の場になるようにすることが大切であり、幼児同士のつながりを育てていくことが集団を育てるために必要なことを先輩から学んだようです。

新規採用教員が保育を参観する際は、どのような指導が必要でしょうか。

先輩の保育に触れることは、新規採用教員にとって何よりも大切な学習の機会です。しかし、新規採用教員の場合、どのように保育を見るかが分からず、何となく見ているだけに終わることもありますので、自分なりの課題や視点をもって参観させることが大切です。そして参観の後で何を見たかについて一緒に話し合ってみることが望ましいと思います。

i\_\_\_\_\_i

#### -〈事例 教師の動きを中心に~D教師の場合~〉——

新規採用D教師と一緒に、F教師の保育を参観しました。D教師は、「自分のクラスの子供たちはそれぞれよく遊んでいると思えるのだけれど、その中で自分が何をしたらよいか分からない。」という悩みをもっていたので、事前の話合いで「教師の動きを中心に参観してみよう。」という約束をしました。私(研修指導員)は、教師を見るときは、幼児が何をしていて、教師がどう動いているかという関係の中で見るのだということをアドバイスし、付け加えて、その際教師がしていること、見ているところ、発している言葉などに注意してみようという具体的な観点も出しておきました。

参観後の話合いで、お店やさんごっこをしていた友達の様子を、離れて見ていた一人の幼児が話題になりました。F教師はそれに気付いていたのに、すぐには声を掛けずにいたのはなぜか、ということになりました。そして、F教師は、その幼児が何を見ているのか、どうしたいのか、ということをまず見届けたくて、しばらく見守っていたのだろうということになりました。私はD教師に、目に見える教師の動きだけでなく、その教師が何を考えていたのかまで捉えようとしていたことをほめ、これからも参観のときは何かの観点を設けてみることが大切だと話しました。

#### -〈事例 環境の構成を中心に~T教師の場合~〉—

新規採用のT教師と一緒に、S教師の保育を参観しました。T教師は、「環境の構成といっても、毎日のことで何をすればよいのか分からない。」という悩みをもっていたので、「幼児がどこで何をしていたか、そこには何があったかをよく見よう。」という約束をしました。

参観後のT教師のノートには、保育室と園庭の図が大きく描かれていて、その中に幼児が○や△で記されていました。そして、その周辺に、いろいろなものが絵や言葉で記入されていました。それをもとに話し合っていくうちに、幼児が関わっている物や場、教師が途中で位置や向き、量などを変えている物等々、物や場に限って環境の構成を見ても、いろいろなものが見えてくることが実感できたようです。T教師は、毎日のことであるだけに自分の学級の幼児についても、何かにつけて同じように様子を捉えてみようと考えを語ってくれました。

#### このほかにも、保育を見る観点には様々なものがあります。

- T教師は、「楽しそうに走ってきたGくん」に興味を引かれたので、他にもいろいろ見たいと ころはあったがGくんを重点的に参観しようと考えた。
- H教師は、「担任の動き」を中心に参観して自分の悩みの解決に役立てたいと考えた。
- M教師は、「遊びの種類や内容について」全般的に参観しようと考えた。
- N教師は、「幼児の生活の流れ」を時間の経過とともに参観してみることにした。
- U教師は、「幼児の遊びの様子」を詳しく捉えてみようと考えた。

新規採用教員が、保育参観から何かを身に付けられるように援助することが研修指導員の役割なのです。

保護者との対応に不安をもつ教員にどのような指導が役立つでしょうか。

新規採用教員も、保護者にとっては、大事な我が子を預ける先生であり、信頼できる先生であってほしいという保護者の願いを受け止めていかなければなりません。しかし、若い教師にとって、初めての保育に当たりながら、自分よりも人生経験の多い保護者の期待を受け止め、適切に対応していくことは大変なことです。新規採用教員がしばしば保護者との対応に不安をもつことは、無理のないことかもしれません。そのような場合には、研修指導員も含め幼稚園全体の協力で新規採用教員を支えることが、何よりも重要ではないでしょうか。

保護者からの信頼を支えるものは、子供たちの「先生大好き」という思いや言葉です。新規採用教 員にとっても、自分はこの子供たちを守り、責任をもって教育していると自覚をもつことが基本であ ることはいうまでもありません。その上で、保護者の気持ちを受け止め、保護者からも学ぼうという 姿勢で対応していけるよう指導することが大切です。

#### - 〈事例 園全体のバックアップを得て〉 -

「もうすぐ保護者会があると思うと、気が重く憂うつなのです。」と、新規採用の I 教師が言います。理由を尋ねると、どうも、クラスの親たちが、自分に対して不信感を抱いているように思えるというのです。伝達事項に不明瞭な点があるとそこをついてくるし、当然分かっているようなことでも問い直したりすると言うのです。相談を受けた A 指導員には、 I 教師のその不安が、親たちの不信感を一層あおっているように感じ取れました。

若い新規採用教員にとっては、自分よりも生活経験も豊かで育児についての情報も多い保護者 との対応には、戸惑いを感じることがあるようです。保護者会という場になれば、余計に不安が 増すのでしょう。

A指導員は、この場合 I 教師一人に任せておくのではなく園全体でバックアップすることの必要を感じ、園長と相談し対策を考えました。そして、園長から I 教師のよさを親たちに伝えることとし、先輩教師に、保護者会でよく出される話題とその対策をあらかじめ教えてもらうことになりました。先輩たちは、自分たちの経験や悩みを交えてアドバイスしてくれました。

園長は、様々な機会を捉えてさりげなく「I 先生は、子供たちに慕われ温かい学級運営をしていること」、「真面目に、一生懸命取り組んでいること」、「若いけれど、それ故に子供と感じ合うことも多く生き生きと保育していること」などを保護者会で伝えるようにしてくれました。

園長や先輩の教師のバックアップを得て、I教師は少しは気持ちに余裕をもって落ち着いて対応できたようでした。これをきっかけに、保護者の気持ちも次第に、不信感から信頼感へと変容していったようです。

## V 指導記録簿・研修日誌の様式

## 1 指導記録簿(研修指導員用)

月	日 曜日		園長	副園長	
	研修時間	午	前	午後	
日 程 等	研修領域と指導項目()				
指導・助言の 内容・方法等					
感想・反省等					
園 長 ・ 教 頭 の 指 導					

## 2 研修日誌 (新任教員用)

月	日	珥	醒日	園長		副園長	研修指導員	
		研修時間		午 前		午後		
日	程	等	研修領域と研修項目()					
研(	修 内 名	容						
感 想	・反省等	等						
研修の	: 指 導 §	員導						
園長の	· 教 5	頭導						

## 3 指導記録簿例(研修指導員用)

月	=====================================		園長	Ē	副園長			
	研修時間	午	前	午	後	2		
日 程 等	研修領域と 指導項目()	○ 保育参観及び指導 (C) 「やきいも大会」		<ul><li>○ 保育研究(C)</li><li>○ 幼児理解と方法についての講義(D)</li><li>○ 園具・教具の種類・内容と工夫・ 改善並びに活用の在り方の講義(C)</li></ul>				
指導・助言の内容・方法等	<ul> <li>1 保育参観及び指導</li> <li>○ 物をくっつけるものとして、のり、セロテープ、そして、新たにステープラーを使った経験により遊びが広がる。</li> <li>○ 寒い日の衣服の調節については、寒さで震えて遊べないより、服を着ていっぱい遊んだ方がよい。体の温まり方で衣服を着たり脱いだり調節させる。</li> <li>○ 争い事の場面では、どちらも十分に話を聞く(その時、言えない子供もいる。)。</li> <li>○ 焼きいもを食べてすぐ給食になってしまった(時間の配分)。</li> <li>○ 焼きいもの焼き方、たき木の置き方・・・教材研究が必要である。</li> <li>○ 給食の時、こぼしたものを拾おうとする気持ちが出てきた(先生の声掛けの影響は大きい。)。</li> <li>2 幼児理解</li> <li>○ 幼児と温かい関係をつくる。</li> <li>○ よさを捉える視点をもつ。内面を理解する。長いスパンで見取る。家庭からの情報も大切である。</li> <li>3 園具、教具の活用</li> <li>○ いつ、どのような場に、どのような遊具がどのくらい必要か考える。</li> </ul>							
感想・反省等	「やきいも大会」の行事に向けて、子供たちが興味・関心をもち、意欲的に活動できるように、環境の構成や事前の準備などによく取り組んでいた。当日のやきいも大会では、説明の時間が長くなったり、火起こしに時間がかかってしまったりして、焼きいもが焼けて食べ終わった時には、給食時間になってしまったので、教材研究や時間配分の大切さについて指導した。そして、環境を構成する際は、子供の生活の様子から子供の活動を予想して、準備する物を工夫したり、子供の活動の変化に伴い、環境の再構成を行ったりすることの重要性について再確認を行った。また、予想外のトラブルの場面での子供たちへの声掛けや対応に困っているようだったので、今後、幼児理解の面からも一緒に考えていきたい。							

## 4 研修日誌例(新任教員用)

月 日	曜日	園長		副園長		研修指導員		
	研 修 時 間		午	午 前		午 後		
日 程 等	研修領研修項		<ul><li>○ 保育の実際(C)</li><li>・</li><li>・</li><li>・</li><li>※保育の活動を書く。</li></ul>			<ul><li>◎ 総合的な指導(C)</li><li>○ 幼児の遊びや生活の意義内容・方法等についての講義(C)</li><li>○ 地域理解の意義とその方法及び活用の仕方についての講義(B)</li></ul>		
研修内容	<ul> <li>○ 総合的な指導</li> <li>・環境の構成は大切である。環境は変化していくもの、子供と再構成していくものである。</li> <li>・ 花いちもんめ、鬼ごっこなどは、多くの友達と関わりがもてる遊びである。</li> <li>・ 静と動の活動を考えていく。</li> <li>・ 指遊びなどで、数字に興味・関心がもてるようになる。</li> <li>・ ごちそうさまの前に「下にごはんが落ちていないかな。」と話し掛けて気付かせ、落ちているものを拾うよう一人一人に意識をもたせる。</li> <li>○ 幼児の遊びや生活の意義、内容、方法等についての講義</li> <li>○ 地域理解の意義とその方法及び活用の仕方についての講義</li> </ul>							
環境の構成は大切であるということを学んだ。準備することは大切であるが、 興味を示さなかった場合、物を動かす時、保育者が関わってみる必要性を感じた。保育者は常に子供の遊びを見守り、何が必要かを考えながら必要に応じて 環境を変えていかなければいけないと思った。また、給食の後片付けの時、床 にごはんつぶが落ちていることがある。 ごちそうさまの前に「下にごはんが落ちていないかな。」と声を掛けたり、落 ちている物を拾ったりと、一人一人に意識させる指導をしていくことを学んだ。 一人一人に分からせていくことは大切だと思う。片付けは励ましたりほめたり して、喜んでできるよう工夫していきたい。								
研修指導員の 指 導	環境を考える時、子供たちの活動を予想することは楽しいことですね。教師 の考えているとおり子供たちが活動していると、「やったあ」と思い、そうでない場合は反省し、その時に応じて変えていって、子供たちが遊びやすいように するのも教師の役目だと思います。園の周りの自然・施設を有効に利用し、いろいろな体験ができるように計画を立ててみてください。							
園長・教頭の指導		と人的環	境がありま	すが,最	も大切な	物的環境(自然 ことは人的環境,		

## VI 鹿児島県幼児教育振興指針

「鹿児島県幼児教育振興指針」鹿児島県教育委員会(平成19年10月)から抜粋

#### I 幼稚園教育の振興

#### 1 教育活動の充実

幼稚園教育においては、集団生活を通して、幼児一人一人の発達に応じ、主体的な活動としての遊びを通して総合的な指導を行い、「生きる力」の基礎や小学校以降の学校教育全体の生活及び学習の基盤を培うという基本に立って、教育活動の充実を図ることが重要である。

#### (1) 幼稚園の教育活動の充実

ア 幼稚園教育要領の趣旨や内容について、研究協議会の開催等により、幼稚園・ 保育所・認定こども園関係者等の理解を深めること。

- イ 自然体験, 社会体験などの直接的, 具体的生活体験を重視するとともに, 幼児期にふさわしい知的発達を促す教育を推進すること。
- ウ 幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを培う教育の実践的研究を推進すること。
- エ 幼稚園全体の協力体制を築き、ティーム保育の導入などきめの細かい指導の工夫を図ること。
- オ さまざまな人とのかかわりを通した保育の充実を図るために、幼児と小・中・ 高等学校の児童生徒及び高齢者をはじめ地域の人々や障害のある幼児などとの交 流活動や、保護者・大学生・地域ボランティア等の保育参加を推進すること。
- (2) 開かれた幼稚園づくりの推進
  - ア 自己評価,外部評価 (学校評議員制等)を実施し,教育内容の充実,運営の効率化など,幼稚園運営の改善に努めること。
  - イ 幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況について,広く情報を公開すること。

#### (3) 振興の方策

- ア 県及び県教育委員会においては、幼稚園の教育活動、開かれた幼稚園づくり等 について、研修会や研究協議会等を通して、幼稚園関係者等の理解を深めること。
- イ 市町村及び市町村教育委員会においては、各幼稚園に指導助言を行い、幼稚園 の教育活動の充実を図ること。

また、県及び県教育委員会との連携の下に、幼稚園教育の内容、方法及び幼稚園の活動について保護者や地域の人々に情報提供を行い、幼児教育への理解を深めること。

#### 2 教育環境の整備・充実

幼児期は,人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえ,幼児 一人一人の望ましい発達を促していく教育環境の整備・充実を図る必要がある。

#### (1) 3歳児就園の促進

少子化や地域社会の変容が進行する中で、遊び相手や集団活動を求めて低年齢から短時間の集団保育を望む保護者が見られること等を考慮して、今後も引き続き3歳児保育を促進することが望まれる。

そのため、幼稚園や保育所などの設置状況や財政状況などを勘案しながら、希望するすべての満3歳以降の幼児が就園できるようにすることをめざし、次の点に配慮して改善・充実を図る必要がある。

- ア 3歳児保育を実施するに当たっての配慮事項
  - (ア) 一人一人の幼児の発達の実情などを十分考慮し、適切な教育課程を編成する とともに、指導体制の工夫を行い、幼児に対してきめの細かい指導を行うこと。
  - (イ) 生活リズム,遊びの持続時間,疲労度などに応じ,教育時間を弾力的に考えること。
  - (ウ) 3歳児の発達の特性を踏まえた指導内容,方法について,教職員の研修の充実を図ること。
  - (エ) 3歳児は家庭での教育も重要な意味を持つ時期であることを踏まえ、幼稚園と家庭との一層の連携を図ること。
  - (オ) 施設・設備, 園具・教具などについて, 3歳児にとってふさわしい生活が展開されるように整備するとともに, 安全に十分配慮すること。
- イ 満3歳児就園の促進についての保護者への啓発
  - (ア) 3歳児保育の重要性や発達の特性,幼稚園の役割などについての理解の促進を図ること。
  - (4) 幼稚園の保育を公開したり、未就園児を対象にした体験入園の機会を設けたりするなどして、満3歳児就園の促進、啓発の工夫を図ること。
- (2) 障害のある幼児に対するきめ細かな対応の推進 特別支援学校が地域の幼稚園,小中学校等の要請に応じて助言指導を行う「センター的機能」を通じ,障害のある幼児の教育に関する支援の充実に努める。
- (3) 設置基準に基づく学級編制
  - ア 幼児一人一人の発達の特性に応じて、きめの細かい保育を促進するために、設置基準に基づく学級編制を原則とすること。
  - イ 学級編制については、幼児数の実情に即して、同年齢による編制の持つ意義を 踏まえながら、異年齢児との交流も無理なく図られるようにすること。
  - ウ 専任園長, 教頭, 主任教員, 事務職員, 養護教員の配置を推進するとともに, 身分や給与の改善などについて, 実情に即して改善すること。
- (4) 施設・設備などについての整備・充実
  - ア 施設・設備などの定期的な点検を行い、老朽化への対応、安全管理に努めると ともに、基準に則した整備・充実に配慮すること。
  - イ 幼児数の将来の動向や幼稚園教育の今後の方向を考慮しつつ,総合的,長期的な視点からの施設・設備の整備を行うこと。
  - ウ 幼児の特性や障害のある幼児にも配慮しつつ、十分な安全性、防災性、防犯性 を備えた施設・設備の整備及び管理に努力すること。
- (5) 園具・教具などについての整備・充実
  - ア 園具・教具の整備に当たっては,幼稚園の実情に即して創意工夫するとともに, 長期的・総合的な視点から,計画的な導入を図ること。
  - イ 既製の園具・教具だけでなく、幼稚園内外の自然の地形や樹木など、身近な自 然環境を生かすこと。
  - ウ 幼児が常に使うものであることから、幼児なりの使い方をすることや災害が起こった場合なども想定して、安全性の確保に努めること。
  - エ 3歳児保育が増加している現状を踏まえ、幼児が安らげるものや扱いやすいものを整備すること。

#### (6) 振興の方策

- ア 県及び県教育委員会においては、幼稚園教育の役割や3歳児保育の重要性など についての啓発を図るとともに、満3歳児を就園させている私立の幼稚園の運営 などに対する支援を行うこと。
- イ 市町村及び市町村教育委員会では、幼児から就労に至るまでの一貫した支援体制が整備されるよう、教育、医療・保健、福祉、労働等の関係部局や機関が連携 して行う幼稚園等への支援の促進に努めること。
- ウ 市町村及び市町村教育委員会においては、幼稚園の整備に努めるとともに、国 の幼稚園就園奨励費補助を活用し、満3歳児以降の就園を推進すること。
- エ 県及び県教育委員会においては、幼稚園における教育環境の整備・充実について、幼稚園設置基準などに基づき、指導・助言するとともに、国の公立幼稚園施設整備費補助や私立幼稚園施設整備費補助の活用が図られるよう周知に努めること。
- オ 市町村及び市町村教育委員会においては、各市町村の実情に即して学級編制や 学級定員、教育環境(施設・設備、園具・教具など)、 教員の待遇や適正配置 など条件整備に努めること。
- カ 市町村は私立幼稚園及び認定こども園等の担当窓口を明確にするとともに、保護者への周知に努めること。

#### 3 幼稚園における子育て支援の充実

幼児は、家庭、地域社会、幼稚園という一連の流れの中で生活しており、幼児が望ましい発達を遂げていくためには、幼稚園が家庭や地域社会との連携を深め、地域の幼児教育のセンターとして、積極的に子育てを支援していく必要がある。

また、幼稚園には幼児の発達を支援するために、多様な役割を果たすことが期待されている。したがって、下記について推進することが必要である。

(1) 預かり保育の推進

地域の実態や保護者の要請に応じて、希望するものを対象に、通常の教育時間の 前後や長期休業期間中等に行われる「預かり保育」を推進すること。

- (2) 幼児教育のセンター的役割の推進
  - ア 幼児を持つ保護者が安心して子育てができるように、幼稚園は子育てに関する情報や研修の機会の提供や教育相談などの子育て支援機能や、「親と子の育ちの場」としての役割や機能を一層発揮できるようにすること。
  - イ 子育てをめぐる様々な問題の改善に役立つようにするとともに、地域の幼児教育に関するニーズに応えるために、幼稚園運営の弾力化を図ること。
  - ウ 障害のある幼児については、それぞれの障害の種類や程度に応じて、家庭や専 門機関、特別支援学校等との密接な連携を図り、教育相談や指導・療育体制の充 実を図ること。
  - エ 地域にある教育,福祉,医療などに関する機関と連携を図り,協力が得られるような支援システムを確立していくこと。

#### (3) 振興の方策

- ア 県及び県教育委員会においては、預かり保育などの幼稚園における子育て支援の重要性を周知するとともに、県の「預かり保育推進事業」が私立幼稚園において、積極的に実施・活用されるよう支援に努めること。
- イ 市町村及び市町村教育委員会においては、預かり保育など幼稚園における子育 て支援の充実について、各幼稚園を指導するとともに、必要な支援を行うこと。

ウ 障害のある幼児の指導については、関係機関との連携や指導の充実などについて で啓発や研修に努めるとともに、教育環境の整備・充実に努めること。

#### 4 幼稚園教員の資質向上

幼稚園教育の充実は、日々の幼児に接し、人格形成に大きな影響を与える教員の資質や能力に負うところが大きく、その向上を図るためには、教員研修の改善・充実を図ることが重要である。

また、保護者等の多様なニーズへの対応など、変化の時代を生きる教員としての資質・能力を有することも求められていることから、教員研修の改善・充実を図る必要がある。

このため、幼児にとって教育環境の中核ともいえる教員の資質の向上を図ることができるよう、次の点に配慮して改善・充実を図る必要がある。

- (1) 幼稚園新規採用教員研修の充実
  - ア 園内研修の充実に努める。
    - (ア) 研修のための時間の確保や組織的な研修体制づくりなどに努めるとともに, 地域の幼稚園との相互研修を行うなど,連携を図ること。
    - (4) 新規採用教員が意欲的,主体的に研修に参加できるようにするため、日々の 保育実践を大事にしながら、研修の内容や方法を工夫するととも、充実した研 修ができるような支援体制を整えること。
    - (ウ) 園外研修を踏まえた研修内容の充実を図ること。
  - イ 園外研修の充実を図る。
    - (ア) 新規採用教員が研修に参加しやすいように、担任がいない時の補助につく教 員を確保するなど、指導体制を充実すること。
    - (4) 園外での研修が日々の保育実践に生かせるようにすること。
- (2) 幼稚園教員研修の充実
  - ア 園長としてのリーダーシップや教員の実践的な指導力を高めるために、園長等 運営管理協議会や保育技術協議会、幼稚園教育課程研究協議会に計画的に参加す スニレ
  - イ 個々の能力や適正等に応じた保育全般に関する幼稚園10年経験者研修を通して, 中堅教員としての資質向上を図ること。
  - ウ 特に3歳児保育については、3歳児の発達の特性に配慮した研修を重視すると ともに、3歳児保育のための研修が充実するよう資料、機器などの整備に努める こと。

#### (3) 振興の方策

- ア 県及び県教育委員会においては、幼稚園新規採用教員研修や幼稚園10年経験者 研修、園長等運営管理協議会、保育技術協議会、幼稚園教育課程研究協議会など、 教員研修の内容や方法の工夫・充実を図ること。
- イ 市町村及び市町村教育委員会においては、園内研修の充実について指導すると ともに、園長や教諭などが経験に応じて計画的に研修の機会を得られるよう支援 に努めること。
- ウ 研修に当たっては、幼児期にふさわしい道徳性の芽生え、幼児期におけるしつけや望ましい生活習慣、態度、人権や生命を大切にする心など多様な保育ニーズに関する内容に配慮したり、就園前の子どもへの理解、障害のある幼児への適切な指導、幼小連携、カウンセリングを含めた子育て支援等の課題に対応した内容への充実が図られたりするよう努めること。

5 幼稚園と小学校の連携の推進

幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることから、小学校 教育への円滑な移行や接続を図るために、連携を推進する。

- (1) 教員間,幼児・児童間,保護者間の交流の推進 幼稚園と小学校の連携や交流の機会を充実し,両者の共通理解を進めるために,
  - 幼稚園と小学校における総合的な連携方策の開発や推進を図ること。
- (2) 幼稚園及び小学校の教員免許の併有の促進

教育職員免許法施行規則の一部改正(平成13年3月27日文部科学省令第22号)により、幼稚園と小学校の間の教員免許の取得に係る履修科目の取扱いの一層の弾力化が図られたことを踏まえ、教員免許の併有について促進すること。

- (3) 振興の方策
  - ア 県及び県教育委員会においては、研修会や協議会等、あるいは広報紙等を通して、幼稚園と小学校の教育との連携の取組を広く周知し、連携への支援に努めること。
  - イ 市町村及び市町村教育委員会は、長期(6か月以上)にわたり派遣する研修も しくは人事交流の実施に努めること。
  - ウ 市町村及び市町村教育委員会においては、5歳児の担任と小学校1年の担任を中心に、保育参加・授業参加を通した合同研修や地域の幼児教育の関係者による 連絡協議会を設けるなどして、関係者間の交流等を通じて幼稚園と小学校との連 携が図られるように、積極的に支援すること。
- 6 幼稚園と保育所の連携の推進と認定こども園の活用の促進

幼稚園と保育所の連携を一層推進していくとともに,幼稚園と保育所とで区別なく, 小学校就学前の子どもの育ちを支える体制を整備していく。

- (1) 幼稚園関係者と保育所関係による研修の相互参加等,教員と保育士間や幼稚園児と保育所入所児間の交流の促進に努めること。
- (2) 幼稚園と保育所の共用施設に係る運営等の実践研究の推進を図ること。
- (3) 振興の方策
  - ア 県及び県教育委員会においては、研修会や広報紙等を通して、幼稚園と保育所 が連携する取組等について周知に努めること。
  - イ 市町村及び市町村教育委員会においては、関係者等の交流等を通じて幼稚園と 保育所との連携が図られるように支援すること。
  - ウ 市町村及び市町村教育委員会においては、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有 を促進するための施策の充実に努めること。
  - エ 認定こども園制度の活用促進を図ること。
    - (ア) 小学校就学前の子どもの育ちに関する機能の充実が図られるよう,地域の実情に応じて,認定こども園制度の周知・活用に努め,認定こども園に関する事務手続きについても簡素化を図ること。
    - (4) 幼稚園教育に関する施策を認定こども園についても活用を図り、認定こども 園の活用促進に努めること。

#### Ⅱ 幼児期の家庭教育や地域社会における子育て支援の充実

幼児期の家庭における教育の充実や地域で子どもを育てる環境の整備を図る必要がある。なお、幼稚園についても、幼稚園の基本を生かす中で、これらの施策との連携が図られるよう、環境整備に努める。

#### 1 学習活動の推進

家庭教育を支援するため、公民館等の社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用して、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うなど、地域における子育てに関する学習活動の支援をすること。

#### 2 相談体制の整備・充実

- (1) 親の悩みや不安等に関する相談に、電話等により対応できるような相談体制の整備・充実を支援すること。
- (2) 子育てやしつけに関して不安や悩みを抱える親に対して, 気軽に相談にのったり, アドバイス等を行う地域の人材を活用するなど, 地域における子育て支援を促進す ること。
- 3 情報提供の充実

子育て支援のために, 広報紙等を通して情報提供に努めること。

#### 4 振興の方策

- (1) 県及び県教育委員会においては、地域ぐるみで子育てを支えていくという気運の 醸成や体制づくりに努めること。
- (2) 県及び県教育委員会においては、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発についての取組を支援すること。
- (3) 市町村及び市町村教育委員会においては、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進すること。
- (4) 市町村及び市町村教育委員会においては、子育てに関する講座を開くなど学習機会の充実を図るとともに、電話相談などの相談体制の整備、並びに広報紙等を活用した情報提供に努めること。
- (5) 市町村及び市町村教育委員会においては,特に幼児期における読書活動について, 鹿児島県子ども読書活動推進計画に基づき,家庭における読み聞かせ等親子読書活動の推進を図ること。
- (6) 市町村及び市町村教育委員会においては、地域で活動している幼児教育に関する 教育団体・子育て支援団体等による幼稚園の園庭や余裕教室等の利用が進むよう情報提供に努めること。
- (7) 市町村及び市町村教育委員会においては、地域の人材から幼児教育を恒常的に支える体制づくりや、幼稚園等と地域の教育団体・子育て支援団体等を円滑につなぐ コーディネーターの役割を担うように努めること。

#### ※ 附則

この指針は、平成16年4月から施行する。

この指針は、平成19年10月から施行する。

## VII 参考資料

#### 1 教育基本法

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとと もに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊 び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創 造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、 その振興を図るため、この法律を制定する。

#### 第1章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を 備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

- 第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成する よう行われるものとする。
  - 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
  - 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
  - 3 正義と責任,男女の平等,自他の敬愛と協力を重んずるとともに,公共の精神に基づき,主体的に社会の形成に参画し,その発展に寄与する態度を養うこと。
  - 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
  - 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

- 第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、 人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
  - 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
  - 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に 対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

- 第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務 を負う。
  - 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的 に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこ とを目的として行われるものとする。
  - 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分 担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。 (学校教育)
- 第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
  - 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

- 第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して 新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するも のとする。
  - 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ,国及び地方公共団体は,その自主性を尊重しつつ,助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

- 第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、 その職責の遂行に努めなければならない。
  - 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の 適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

- 第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。 (幼児期の教育)
- 第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、 国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によっ て、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

- 第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
  - 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設 の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなけれ ばならない。

(学校, 家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

- 第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。
  - 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治 的活動をしてはならない。

(宗教教育)

- 第15条 宗教に関する寛容の態度,宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は, 教育上尊重されなければならない。
  - 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

#### 第3章 教育行政

(教育行政)

- 第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。
  - 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
  - 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する 施策を策定し、実施しなければならない。
  - 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を 定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
  - 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

#### 第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため,必要な法令が制定されなければならない。

#### 2 学校教育法(抄)

昭和22年3月31日法律第26号

一部改正:平成19年6月27日法律第98号

一部改正:平成30年6月1日法律第39号

第3章 幼稚園

第22条 幼稚園は,義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして,幼児を保育し,幼児の健 やかな成長のために適当な環境を与えて,その心身の発達を助長することを目的とする。

- 第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
  - 1 健康,安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い,身体諸機能の調和的発達を図ること。
  - 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を 深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
  - 3 身近な社会生活,生命及び自然に対する興味を養い,それらに対する正しい理解と態度及び 思考力の芽生えを養うこと。
  - 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、 相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
  - 5 音楽,身体による表現,造形等に親しむことを通じて,豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- 第24条 幼稚園においては,第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか,幼児期の教育に関する各般の問題につき,保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ,必要な情報の提供及び助言を行うなど,家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。
- 第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は,第22条及び第23条の規定に従い,文部科学大臣が定める。
- 第26条 幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。
- 第27条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。ただし、特別の事情のあると きは、教頭を置かないことができる。
  - ・ 幼稚園には、前項に規定するもののほか、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その 他必要な職員を置くことができる。
  - 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
  - 教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。
  - 教諭は、幼児の保育をつかさどる。
  - ・ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置く ことができる。
- 第28条 第37条第6項,第8項及び第12項から第17項まで並びに第42条から第44条までの規定は、 幼稚園に準用する。

#### 3 新規採用教員研修に関する法令等

(1) 教育公務員特例法(抄)

#### (初任者研修)

第23条 公立の小学校等の教諭等の研修実施者は、当該教諭等(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。)に対して、その採用(現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。)の日から1年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(次項において「初任者研修」という。)を実施しなければならない。2~3 (略)

#### 附則(抄)

#### (幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

- 第5条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園(以下この条及び次条において「幼稚園等」という。)の教諭等の研修実施者(第20条第1項に規定する研修実施者をいう。以下この項において同じ。)については、当分の間、第23条第1項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の研修実施者(指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事)は、採用(現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。)の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。)に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。
- 2 市(指定都市を除く。)町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に 対して都道府県の教育委員会及び知事が行う前項後段の研修に協力しなければならない。
- 3 (略)

#### (2) 教育公務員特例法施行令(抄)

附則(令和4年8月31日 政令第二八三号)(抄)

1 この政令は、令和5年4月1日から施行する。

#### (法附則第5条第1項の政令で定める者)

- 2 法附則第5条第1項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。
  - 一 臨時的に任用された者
  - 二 教諭等として、小学校等において引き続き1年を超える期間を勤務したことがある者で、 法附則第5条第1項後段に規定する幼稚園等の教諭等の研修実施者が教諭又は保育教諭の職 務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、同項後段に規定する研修を 実施する必要がないと認めるもの

三 (略)

#### 4 認定こども園について

#### (1) 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ施設である。以下の機能を備え、認可・認定基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができる。

認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがある。

○ 就学前の子供に幼児教育・保育を提供する機能

(保護者が働いている, いないにかかわらず受け入れて, 教育・保育を一体的に行う。)

○ 地域における子育て支援を行う機能

(全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場などの提供を行う。)

#### (2) 制度の背景

幼稚園と保育所については、近年、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや、少子化が進む中、幼稚園と保育所が別々では子供の成長に必要な規模の集団が確保されにくいこと、子育てについての不安や負担を感じている保護者への支援が不足していることなどの課題が指摘され、制度の枠組みを超えた柔軟な対応が求められた。このような環境の変化を受け、幼稚園と保育所の良いところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができるような新たな仕組みを創る観点から、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年6月)が制定された。

また、平成24年8月、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度及び財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域における子供・子育て支援の充実等を図るための子ども・子育て関連3法が成立し、新制度における主な取組が以下のように始まった。これにより、二重行政の解消による手続きの一本化・簡素化が実現し、教育・保育・子育て支援の総合的な提供と質の維持・向上が図られた。

- 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等 への給付(「地域型保育給付」)の創設(私立保育所に対しては,委託費として支払う。)
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援,地域子育て支援拠点,放課後児童クラブ,一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実
- 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
  - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設 としての法的位置付け
  - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

### (3) 認定こども園の実施類型

幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
校及び児童福祉施設と	が必要な子供のための 保育時間を確保するな ど,保育所的な機能を 備えて認定こども園と	認可保育所が,保育 が必要な子供以外の子 供も受け入れるなど, 幼稚園的な機能を備え ることで認定こども園 としての機能を果たす	れの認可もない地域の 教育・保育施設が,認 定こども園として必要 な機能を果たす施設
	設	施設	

#### 《参考資料》

「子ども・子育て支援新制度ハンドブック (施設・事業者向け)」(内閣府・文部科学省・厚生労働省) より

#### ■認定こども園 4類型毎の比較 ――――

	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	地方裁量型認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限	なし
職員の要件	保育教諭* <sup>2</sup> (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望まし いがいずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 ※充だし、教育相当時間以外の保育に従 事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事 の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各部道府県の条例等により異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事 の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事 の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、参勤基準のため、各都道府県 の条例等により異なる場合がある。
開園日•開園時間	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

<sup>\*1</sup> 学校教育法附則6条圏の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の妻件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。 \*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新礼度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。

# 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、改正認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容に関する基準として策定されました。 この教育・保育要領について、主な内容を紹介します。

※幼保運携型数定とども園以外の数定とども園においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行うこととされています。

#### ■教育及び保育の基本及び目標 ―

- ●乳幼児期における教育及び保育は、人格形成の基礎を培う重要なものであり、その特性等を踏まえ、環境を通して行うものであること基本とする。
- ●園における生活を通して生きる力を育成するよう努め、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、保護者と共に園児を健やかに育成するものとする。

#### ■五つの領域 -

#### 領 域 ねらい及び内容 【健 底】 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。 各領域ごとに「ねらい」と「内容」を設定 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と ねらい:生きる力の基礎となる心情、意欲、態度。幼 のかかわる力を養う。 保連携型認定こども園における生活全体を 通じ、園児が様々な体験を精み重ねる中で 相互に関連を持ちながら次第に達成に向か 周囲の様々な環境に好奇心や探求心を持ってかかわり、それらを生 うもの。 活に取り入れていこうとする力を養う。 内 容:ねらいを達成するために指導する事項。園 児が環境にかかわって展開する具体的な活 経験したことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞 動を通して総合的に指導されるものである こうとする意欲などを育て、言葉に対する感覚などを養う。 76. 【表現】

#### ■教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成等

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、暑か

な感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

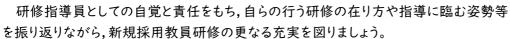
- ●毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。
- ●1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、発達の程度や季節などに配慮すること。
- ●保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とし、園長がこれを定めること。ただし、保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮すること。
- ●指導計画の策定にあたっては障害のある園児の指導や小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育内容等に配慮すること。

#### ■幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項 -

- ●0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- ●生活の連続性やリズムの多様性に配慮し、在園時間・入園時期・登園日数の違いなどの状況に応じ、教育及び保育の内容や展開について工夫すること。
- ●教育及び保育の環境の構成にあたっては、満3歳未満と満3歳以上の発達の特性などを踏まえるとともに、異年齢交流の機会を組み合わせるなど工夫すること。
- ●国児の保護者及び地域の子育て家庭の支援に当たっては、保護者自らの子育てを実践する力を高める観点に立って行うこと。

# 研修指導員振り返りチェックシート

夢と希望に胸を膨らませ一歩を踏み出した新規採用教員にとって,これから幼児教育の新規採用教員研修は特に大切な研修であり,それを導く研修指導員の果たす役割は 大変重要です。





		チェック	内容
研修指導員としての心構え	Ι		人権尊重の精神を大切にしている。
	2		協働性を意識している。
	3		カウンセリングの基本的態度 (傾聴・受容・共感)を身に付けている。
専門性	4		幼児教育における国の最新の動向等について,理解している。
	5		「幼稚園教育の目標」及び「幼稚園教育で育みたい資質・能力」について理解している。
期待される役割	6		新規採用教員が幼児との生活を通して教師としての役割や喜びを知り,子供への愛,子供と共にいる楽しさ,子供から学ぶことの大切さなどを感じ,幼稚園の教師になってよかったと思えるよう支え励ましている。
	7		新規採用教員がもつ強み・弱みを把握し、そのよさを認め伸ばし、その人らしさが保育に生かされ、意欲をもって保育に当たれるように援助している。
	8		新規採用教員が実践を積みながら,自らの保育に問題意識をもち,常に反省を生かし努力していくよう援助している。
	9		園全体を視野に入れ,園の実態に合わせ,経営方針に沿って園の運営が円滑に行われ,園 全体の向上につながるように援助している。
	10		教師としての姿勢や組織の一員としての自覚,勤務態度やモラル,生活上のマナーなど職務 の基本について,一人の先輩として指導している。
	11		管理職の指導の下,年間指導計画に従い,指導及び助言を行っている。
	12		園内の状況を把握し、園長や先輩の日常の指導が生かされるように研修を進めている。
指導上の 留意点	13		新規採用教員が困っていることや不安に思っていることなどを受け止め,実際の場面を通して 具体的な手立てを考え,明日の保育に生かせるようにしている。
	14		実際の保育の中で、研修指導員が幼児と共にいて指導に当たる機会を見せることで、援助の在り方や環境の生かし方などに気付かせるようにしている。
	15		安心して何でも話せる信頼関係を築き、保育の問題に限らず、職場や保護者との人間関係など、新規採用教員の悩みや不安を受け止め、よりよい相談相手となるよう努めている。
研修の 進め方	16		話しやすく安心感のある雰囲気の中で研修を行っている。
	17		研修のはじめには,保育実践について,新規採用教員の「自己評価」を行わせている。
	18		保育においてよい点を見つけ,前向きな言葉で積極的に伝えるとともに,改善が必要なことについては,新規採用教員のやる気を引き出すような伝え方を工夫しながら指摘している。
	19		一方的に指導員の考えを押し付けるのではなく,必要な情報を提供したり,選択肢を示したりするなど,新規採用教員自身に考えさせ,気付きを促すようにしている。
	20		日頃から園内の他の先生方にも積極的に質問したり、アドバイスをもらったりするなど、先輩 の保育に学ぶ姿勢を身に付けるように促している。

# 研修の記録

年月日	研修会等名	主な研修内容

令和5年度幼稚園新規採用教員研修資料 研修指導員のための手引

令和5年4月1日 発行

編 集 鹿児島県総合教育センター 発 行 鹿児島県教育委員会 鹿 児 島 県